

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

中東諸国における特許・実用新案・意匠・商標の
審査運用の実態および審査基準・審査マニュアル
に関する調査研究 報告書

平成 29 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

L. エジプト

1. 概要及び基礎情報

1.1. 基礎情報¹

1.1.1. 一般事情

(1) 面積

約 100 万平方キロメートル（日本の約 2.6 倍）

(2) 人口

9,000 万人（2015 年エジプト中央動員統計局）

(3) 首都

カイロ

(4) 民族

主にアラブ人（その他、少数のヌビア人、アルメニア人、ギリシャ人等）

(5) 言語

アラビア語、都市部では英語も通用

(6) 宗教

イスラム教、キリスト教（コプト教）

1.1.2. 経済

(1) 産業割合

農業（GDP の 15%）、製造業（16%）、石油・天然ガス（17%）、小売・卸売（11%）

(2) GDP（名目）

2,866 億ドル

(3) 1 人当たり GDP

3,341 ドル

(4) 総貿易額

輸出 220.5 億ドル／輸入 608.4 億ドル

(5) 主要貿易品目

- ・輸出 原油、原綿、衣料品等
- ・輸入 燃料、中間財、原材料等

(6) 主要貿易相手国

- ・輸入 イタリア、米国、インド、UAE、英国等
- ・輸出 中国、米国、サウジアラビア、UAE、ドイツ、クウェート、フランス等

(7) 通貨

エジプト・ポンド

¹ 基礎情報の記載は、注釈のあるものは除き、外務省ウェブサイト「国・地域 基礎データ エジプト・アラブ共和国」のデータを参照した。<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/egypt/index.html>（最終アクセス日：2017 年 2 月 7 日）

(8) 為替レート（出所：エジプト中央銀行）

エジプト・ポンド=約 7.73 円 （2015 年 11 月時点）

1.1.3. 経済関係

(1) 貿易

- ・対日輸出 310 億円
- ・対日輸入 1,508 億円

(2) 日本からの対エジプト直接投資額

5,060 万ドル （2014/15 年度）

(3) 概況

2011 年の政変後、観光及び投資の落ち込みにより、大幅な貿易赤字が続いている。出稼ぎ外貨送金、観光、運河通航料及び投資で補填する従来の経済構造が崩れ、外貨準備高は政変後 2 年で半減。2013 年政変後、湾岸諸国からの支援により、外貨準備高は一時的に回復したが、2011 年政変前の水準には達していない。その他、財政赤字、補助金改革、高失業率、物価上昇、エネルギー危機等課題は多い。政府は、2014 年 4 月、食料補助金改革に着手、2014 年 7 月、燃料補助金改革に着手。その他、スエズ運河の複線化を含む同運河地域開発プロジェクト等の大規模プロジェクトを開始。また、2014 年 11 月に IMF による 4 条協議が行われ、IMF はエジプト政府による経済・財政改革を評価。2015 年 3 月には、国家プロジェクトの実施及び海外からの直接投資回復に向けエジプト経済開発会合（EEDC）を開催。2015 年 8 月には、新スエズ運河が開通。

1.2. 産業財産制度の概要

1.2.1. 法令等整備状況

1.2.1.1. 加盟している産業財産権に関する主な条約

エジプトは、産業財産権に関する以下の条約に加盟している。

- ・パリ条約
- ・知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）
- ・特許協力条約（PCT）
- ・標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書
- ・意匠の国際登録に関するハーグ協定ジュネーブ改正協定
- ・商標法条約（TLT）

1.2.1.2. 産業財産に関する法律

特許、実用新案、意匠及び商標に係るエジプト知的財産権法（2002 年法第 82 号）が整備されている。

1.2.2. 管轄官庁及び人的体制

特許及び実用新案はエジプト特許庁（以下、特許庁又は庁ということがある。）が管轄し、意匠及び商標はエジプト標章登録局²（以下、局又は当局ということがある。）が管轄する。職員数は、特許については 284 名（審査官 105 名、審判官 29 名及びその他職員 150）である³。エジプト特許庁は以下のような組織からなる⁴。

- ・ 受理部（The Reception）
- ・ 図書部（The Library）
- ・ 書籍部（the Documentation department）
- ・ 法的審査部（Legal Examination department）
- ・ 技術審査部（Technical Examination department）

また、エジプト標章登録局の商標部門の組織図は図 EG-1 のとおりである。

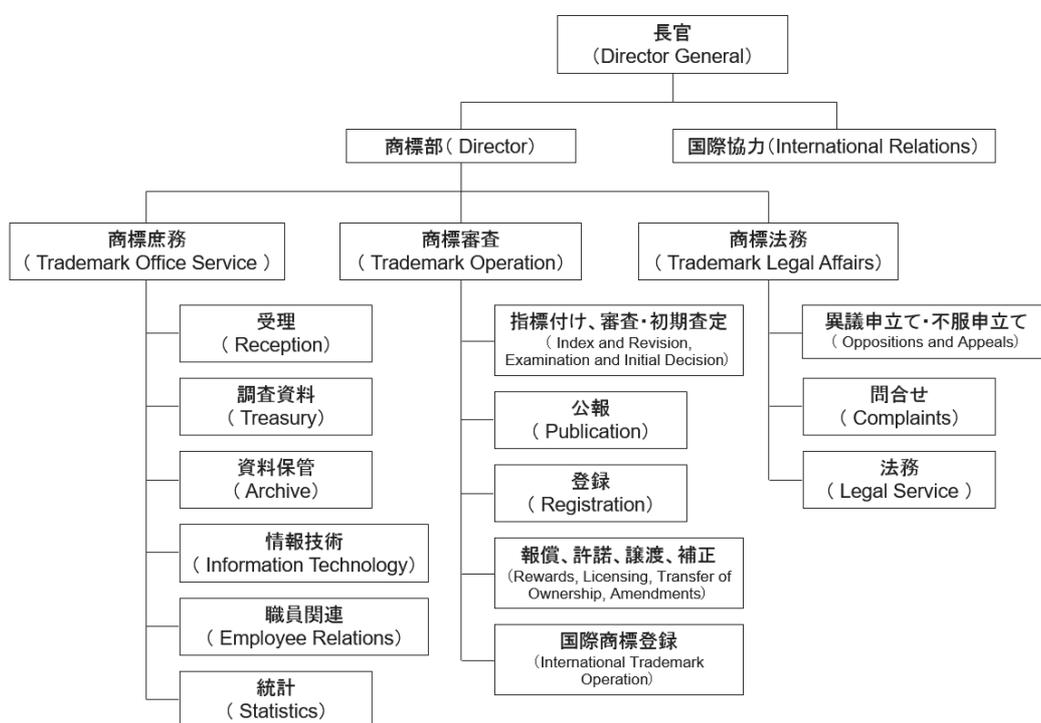


図 EG-1 エジプト標章登録局の組織図⁵

² 本報告書においては、知的財産権法施行規則に合わせて「標章登録局」という名称を用いた。

³ 本調査研究における質問票調査に基づく（実用新案、意匠、商標の職員数の情報は得られなかった）。

⁴ エジプト特許庁ウェブサイト http://www.egypo.gov.eg/how_apply/move%20of%20the%20file_e.pdf（最終アクセス日：2017年1月30日）

⁵ エジプト標章登録局の組織図は以下の資料を参考に作成した。組織名の日本語訳は本調査研究のための仮訳である。WIPO ウェブサイト（2008年開催の Inter-Regional Forum における WIPO/IPA/GE/08/THEME07/2 の発表資料）
http://www.wipo.int/edocs/mdocs/mdocs/en/wipo_ipa_ge_08/wipo_ipa_ge_08_theme07_2.pdf（最終アクセス日：2017年1月30日）

1.3. エジプトの産業財産制度の基礎情報（統計情報）⁶

1.3.1. 産業財産権の出願・登録件数

(1) 特許、実用新案、意匠、商標の出願件数と登録件数

	年	特許	実用新案	意匠	商標
出願件数	2011	2,211	—	2,071	17,710
	2012	2,179	—	1,865	18,047
	2013	2,016	—	1,982	17,429
	2014	2,114	—	2,147	19,260
	2015	2,081	—	1,958	20,143
登録件数	2011	484	—	892	10,225
	2012	634	—	769	8,850
	2013	465	—	725	11,094
	2014	415	—	526	9,694
	2015	472	—	922	9,811

⁶ WIPO IP Statistics Data Center <http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm> を参照した（最終アクセス日：2017年3月1日）。実用新案の統計値は得られなかった。データなし又は該当なしは「—」と記載した。以下、注釈のあるものを除き、(2)から(5)の統計値についても同様。なお、特許については、本調査研究における質問票調査に基づく。

(2) 特許、実用新案、意匠、商標の国籍別の出願件数（上位5か国）⁷

年	特許 ⁸		実用新案		意匠		商標	
	国籍	出願件数	国籍	出願件数	国籍	出願件数	国籍	出願件数
2011	EG	618	—	—	EG	1,700	EG	10,124
	US	446	—	—	CH	72	CN	544
	DE	192	—	—	FR	50	CH	387
	CH	142	—	—	DE	10	FR	384
	JP	142	—	—	ES/LI/TR	7	DE	375
2012	EG	683	—	—	EG	1,497	EG	10,773
	US	428	—	—	FR	68	CN	548
	DE	165	—	—	CH	47	DE	388
	CH	160	—	—	DE	12	US	387
	JP	146	—	—	ES/LI	6	FR	350
2013	EG	641	—	—	EG	1,678	EG	9,940
	US	423	—	—	FR	53	CN	527
	JP	151	—	—	CH	37	US	434
	DE	150	—	—	TR	24	FR	379
	CH	134	—	—	DE	19	DE	362
2014	EG	752	—	—	EG	1,829	EG	11,390
	US	420	—	—	FR	57	CN	568
	CH	131	—	—	CH	37	US	517
	DE	118	—	—	DE	21	DE	387
	JP	94	—	—	TR	13	CH	313
2015	EG	719	—	—	EG	1,625	EG	12,327
	US	539	—	—	FR	76	US	518
	CH	127	—	—	CH	33	CN	434
	DE	89	—	—	DE	30	DE	413
	JP	83	—	—	TR	13	FR	348

CH：スイス CN：中国 DE：ドイツ EG：エジプト ES：スペイン

FR：フランス JP：日本 LI：リヒテンシュタイン TR：トルコ US：米国

※ 国名を“/”で分けて併記した国の件数は同数である。

⁷ 意匠及び商標の統計値は、WIPO IP Statistics Data Center (<http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm>) において、Indicator：1-Total design applications（商標は1-Total trademark applications）；Report type：Count by filing office and applicant's origin；Year：from 2011 to 2015 で検索した結果を用いた（最終アクセス日：2017年3月1日）。データなし又は該当なしは「—」と記載した。実用新案に関する統計値は得られなかった。

⁸ 本調査研究における質問票調査に基づく。

(3) 特許、実用新案、意匠、商標の国籍別の登録件数（上位5か国）⁹

年	特許 ¹⁰		実用新案		意匠		商標	
	国籍	登録件数	国籍	登録件数	国籍	登録件数	国籍	登録件数
2011	US	98	—	—	EG	581	EG	3,220
	EG	69	—	—	CH	71	CN	530
	DE	54	—	—	FR	48	DE	398
	IT	39	—	—	DE	10	FR	388
	CH	35	—	—	ES	7	CH	360
2012	US	137	—	—	EG	501	EG	3,240
	EG	92	—	—	FR	66	CN	478
	DE	63	—	—	CH	42	DE	384
	JP	53	—	—	DE	12	US	379
	CH	38	—	—	ES	6	FR	351
2013	US	105	—	—	EG	500	EG	5,067
	EG	86	—	—	FR	40	CN	608
	DE	35	—	—	CH	29	US	406
	GB	30	—	—	DE	18	FR	358
	JP	29	—	—	TR	18	DE	337
2014	US	84	—	—	EG	314	EG	4,342
	EG	66	—	—	FR	50	US	462
	DE	34	—	—	CH	36	CN	457
	FR	30	—	—	DE	18	DE	361
	GB/IT	27	—	—	TR	7	FR	297
2015	US	96	—	—	EG	646	EG	3,532
	EG	92	—	—	FR	76	US	569
	IT	37	—	—	CH	33	CN	470
	CH	33	—	—	DE	30	DE	395
	FR	32	—	—	TR	13	CH	357

CH：スイス CN：中国 DE：ドイツ EG：エジプト ES：スペイン FR：フランス
GB：英国 IT：イタリア JP：日本 TR：トルコ US：米国

※ 国名を“/”で分けて併記した国の件数は同数である。

⁹ 意匠及び商標の統計値は、WIPO IP Statistics Data Center (<http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm>) において、Indicator：1-Total design registrations（商標は1-Total trademark registrations）；Report type：Count by filing office and applicant's origin；Year：from 2011 to 2015 で検索した結果を用いた（最終アクセス日：2017年3月1日）。データなし又は該当なしは「—」と記載した。実用新案に関する統計値は得られなかった。

¹⁰ 本調査研究における質問票調査に基づく。

(4) 特許、実用新案、意匠、商標の分類別の出願件数（上位5分類）^{11,12}

年	特許		実用新案		意匠		商標	
	分類	出願件数	分類	出願件数	分類	出願件数	分類	出願件数
2011	—	—	—	—	第9類	42	第9類	861
	—	—	—	—	第12類	26	第35類	577
	—	—	—	—	第28類	23	第5類	552
	—	—	—	—	第32類	18	第3類	441
	—	—	—	—	第23類	16	第25類	433
2012	—	—	—	—	第9類	44	第9類	810
	—	—	—	—	第23類	24	第35類	607
	—	—	—	—	第15類	23	第5類	505
	—	—	—	—	第12類	22	第3類	471
	—	—	—	—	第19類	14	第25類	439
2013	—	—	—	—	第9類	39	第9類	877
	—	—	—	—	第23類	19	第35類	635
	—	—	—	—	第6類	17	第5類	582
	—	—	—	—	第12類	14	第3類	511
	—	—	—	—	第7,19類	13	第42類	446
2014	—	—	—	—	第9類	482	第35類	3,096
	—	—	—	—	第13類	177	第9類	2,525
	—	—	—	—	第19類	115	第30類	2,258
	—	—	—	—	第8類	100	第5類	2,138
	—	—	—	—	第23類	78	第3類	2,019
2015	—	—	—	—	第9類	39	第35類	3,008
	—	—	—	—	第23類	24	第30類	2,413
	—	—	—	—	第12類	19	第9類	2,327
	—	—	—	—	第19類	16	第5類	2,220
	—	—	—	—	第28類	14	第3類	1,962

特許の分類：国際特許分類¹³（IPC）

意匠の分類：意匠国際分類¹⁴（ロカルノ分類）

商標の分類：商品・サービス国際分類¹⁵（ニース分類）

※ 分類番号を“,”で分けて併記した分類の件数は同数である。

¹¹ 意匠及び商標の統計値は、WIPO IP Statistics Data Center (<http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm>) において、Indicator : 3-Total applications by class ; Report type : Total count by filing office ; Year : from 2011 to 2015 で検索した結果を用いた（最終アクセス日：2017年3月1日）。データなし又は該当なしは「—」と記載した。

¹² 特許及び実用新案に関する統計値は得られなかった。

¹³ 分類の詳細については、巻末の「M. 国際分類」を参照

¹⁴ 分類の詳細については、巻末の「M. 国際分類」を参照

¹⁵ 分類の詳細については、巻末の「M. 国際分類」を参照

(5) 特許、実用新案、意匠、商標の分類別の登録件数（上位5分類）¹⁶

年	特許 ¹⁷		実用新案		意匠		商標	
	分類	登録件数	分類	登録件数	分類	登録件数	分類	登録件数
2011	C	133	—	—	第9類	40	第9類	825
	B	104	—	—	第12類	26	第35類	569
	A	92	—	—	第28類	23	第5類	510
	E	46	—	—	第23類	16	第3類	431
	H	38	—	—	第32類	16	第25類	415
2012	C	173	—	—	第9類	37	第9類	775
	A	137	—	—	第15類	22	第35類	536
	B	115	—	—	第12類	21	第5類	520
	E	55	—	—	第23類	21	第3類	474
	F,G	51	—	—	第11,19類	13	第25類	432
2013	C	133	—	—	第9類	30	第9類	819
	B	79	—	—	第23類	16	第35類	571
	A	78	—	—	第6類	15	第5類	561
	E	52	—	—	第7,12,14,19類	11	第3類	459
	F	46	—	—	—	—	第42類	402
2014	C	131	—	—	第9類	290	第35類	1,154
	A	71	—	—	第6類	103	第9類	1,153
	B	63	—	—	第19類	75	第5類	895
	E	49	—	—	第13類	61	第3類	710
	F	39	—	—	第23類	39	第30類	644
2015	C	155	—	—	第9類	39	第35類	1,277
	B	97	—	—	第23類	24	第9類	1,261
	A	70	—	—	第12類	19	第5類	1,117
	G	49	—	—	第19類	16	第3類	780
	E	44	—	—	第28類	14	第30類	753

特許の分類：国際特許分類¹⁸（IPC）

意匠の分類：意匠国際分類¹⁹（ロカルノ分類）

商標の分類：商品・サービス国際分類²⁰（ニース分類）

※ 分類番号を“,”で分けて併記した分類の件数は同数である。

¹⁶ 意匠及び商標の統計値は、WIPO IP Statistics Data Center (<http://ipstats.wipo.int/ipstatv2/index.htm>) において、Indicator : 3-Total Registrations by class ; Report type : Total count by filing office ; Year : from 2011 to 2015 で検索した結果を用いた（最終アクセス日：2017年3月1日）。データなし又は該当なしは「—」と記載した。

¹⁷ 特許に関する統計値は本調査研究における質問票調査に基づく。実用新案に関する統計値は得られなかった。

¹⁸ 分類の詳細については、巻末の「M. 国際分類」を参照

¹⁹ 分類の詳細については、巻末の「M. 国際分類」を参照

²⁰ 分類の詳細については、巻末の「M. 国際分類」を参照

(6) 特許、実用新案、意匠、商標の出願人別の出願件数（上位 5 出願人）

本調査研究では情報は得られなかった²¹。

1.3.2. 審査の状況

(1) 審査にかかる期間

本調査研究では審査期間等に関する情報は得られなかった²²。

(2) 最終処分²³

	特許	実用新案	意匠	商標
登録	495	—	—	—
拒絶	277	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	—	—	—	—
統計年度	2015~2016	—	—	—

1.3.3. 審判請求並びに行政訴訟及び民事訴訟の統計

本調査研究では審判請求及び訴訟の統計情報に関する情報は得られなかった²⁴。

1.4. 産業財産制度の動向

1.4.1. 知的財産に関する政策・戦略

特許の審査について、審査期間の短縮及び審査の品質向上・ばらつき低減に関する改善が進められている²⁵。

1.4.2. 知的財産に関する運用（品質管理、審査官の育成、知的財産の利用促進等）²⁶

特許の審査における品質向上・ばらつき低減に対して、審査官の研修及び上司によるチェック体制に関する改善が進められている。また実体審査に関して、WIPO、EPO 及び USPTO により様々な観点での審査官の研修も実施されており、海外の知財庁へ審査官を派遣する、又は海外知財庁の審査官を招聘する形での研修プログラムが実施されている。

1.4.3. その他産業財産制度の運用等に関する情報

エジプトは、中東・アフリカ地域最大級の市場であり、またスエズ運河を管理しており、世界貿易においても重要な役割を果たしている。一方で、中国や UEA からの模倣品の流入の問題があり、模倣品被害の拡大を防ぐために、税関職員の真贋判定のスキルアップ等

²¹ 本調査研究における質問票調査に基づく。

²² 本調査研究における質問票調査に基づく。

²³ 本調査研究における質問票調査に基づく。表における数字は該当件数を示す。また情報が得られなかったものについては「—」を記載した。

²⁴ 本調査研究における質問票調査に基づく。

²⁵ 本調査研究における質問票調査に基づく。

²⁶ 本調査研究における質問票調査に基づく。

の模倣品対策が実施されている²⁷。

²⁷ JETRO ウェブサイト (世界のビジネスニュース) <https://www.jetro.go.jp/biznews/2016/12/1ef83c73dc8f61d1.html> (最終アクセス日：2017年1月30日)

2. 特許

2.1. 特許制度の枠組み^{28,29}

2.1.1. 保護対象

知的財産権法における特許に係る保護対象は、法第 1 条に規定されているとおり、工業製品、産業上の方法の応用に関連する発明である。

法第 1 条

本法の規定に従って、特許は、新規であり進歩性を有する産業上利用可能な発明であつて、新規の工業製品又は新規若しくは既知の産業上の方法の新規な応用に関連するものに対して付与されるものとする。

(以下、省略)

2.1.2. 権利の存続期間

特許権の存続期間は出願日から 20 年である。

法第 9 条

特許の保護期間はエジプトにおいて出願がされた日から 20 年とする。

2.1.3. 権利の効力

特許権の効力は、法第 10 条で規定されているとおり、特許権者は自己の特許発明を実施する権利を専有する。

法第 10 条

特許は、第三者がいかなる方法でも発明を利用することを禁止する権利を所有者に授けるものとする。

(以下、省略)

2.1.4. 優先権

エジプトはパリ条約に加盟しており、エジプトでの出願においてパリ条約に基づいて第 1 国の出願日から 12 月の優先権を有する。

また、パリ優先とは別に、国内出願の日から 1 年間優先権を有する。さらに世界貿易機関の加盟国又はエジプトと相互関係がある国での特許出願についても出願の日から 1 年間

²⁸ 引用するエジプト知的財産権法及び知的財産権法施行規則の日本語訳は、日本国特許庁ウェブサイトの外国産業財産権制度情報に掲載のものを引用した。

法： <https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/egypt/tizai.pdf> (最終アクセス日：2017年1月30日)

規則： https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/egypt/tizai_kisoku.pdf (最終アクセス日：2017年1月30日)

引用する条文番号については、知的財産権法では「法第～条」、知的財産規則では「規則第～条」と記載する。以下も同様

²⁹ エジプトの特許制度の枠組みは、法律及び質問票調査に加えて、下記の情報も参照した。

AIPPI・JAPAN 発行 MANUAL FOR THE HANDLING OF APPLICATIONS FOR PATENTS, DESIGNS AND TRADE MARKS THROUGHOUT THE WORLD (エジプト 2012年12月追補版)

優先権を有する（法第 38 条）。

法第 38 条

国内又は世界貿易機関に加盟する国又はエジプトと相互関係がある国において特許出願がされた場合、その出願人又は権利の相続人は、出願提出日から一年間は、本法及びその規則で定められた条件に従って、同一主題として類似の出願をエジプト特許庁に提出できる。この場合、優位性を決定するために、外国における最初の出願日を優先するものとする。

2.1.5. 新規性喪失の例外

法第 3 条において、出願日前 6 月以内の国内の又は国際的な博覧会で発表された発明については、新規性喪失となる開示にあたらないと規定されている。

法第 3 条

次に掲げる場合、発明はそのすべて又は部分的において新規ではないものとする。

- (i) 特許出願日前に、同一の発明に対する特許出願が提出された場合、又はエジプト国内又は国外で当該発明又はその一部に対する特許がすでに発行された場合
- (ii) 特許出願提出日前に、エジプト国内又は国外において発明が公然と使用されている場合、又は当該技術の専門知識を持った者が当該発明を実施できる方法で当該発明を記述したものが開示されている場合

前項の場合において、開示には、出願日前 6 月以内の国内の又は国際的な博覧会で発表された発明は含まないものとする。

規則が特許開示のための条件と手続を定めるものとする。

2.1.6. 登録要件

特許の登録要件は法第 1 条に規定されているとおり、新規性があること、進歩性があること、産業上利用ができる発明であることである。新規性の定義については前記の法第 3 条に規定されている。

2.1.7. 第三者による情報提供制度

第三者による情報提供制度はない³⁰。

2.1.8. 出願公開制度

出願公開制度はないが、発明が所定の登録要件を満たしている場合には出願許諾³¹が公報に公告される。

³⁰ 本調査研究における質問票調査に基づく。

³¹ エジプト知的財産権法において、異議申立てのための公告決定がなされたことを意味する日本語訳として「受諾」となっているが、本報告書の本文中では「許諾」を用いる。以下、同様

法第 16 条

本法第 1 条、第 2 条、第 3 条の規定に従い、特許庁は、発明が新規のもので進歩性を含みかつ産業上利用可能であることを確認するために、特許出願及びその付録を審査するものとする。

発明が前述の条件を満たしている場合、かつ特許出願が第 12 条及び第 13 条に定められた条件を満たしている場合、特許庁は規則が定める方法で出願受諾を特許公報で公告しなければならない。

(以下、省略)

2.1.9. 審査請求制度

審査請求制度及び早期審査制度はない³²。なお、方式審査の後に実体審査のための手数料の支払が必要であり、支払いがない場合には出願放棄とみなされる³³。

エジプトでの特許出願では、日本出願に基づく日エジプト間の特許審査ハイウェイ (Patent Prosecution Highway、以下 PPH という。) 試行プログラムに基づいて、所定の関連書類の提出を含む手続を行うことで早期審査を申請することができる。当該日エジプト PPH 試行プログラムは、は 2015 年 6 月 1 日から 2 年間の予定で実施されている³⁴。

2.1.10. 秘密保持に関する制度

秘密特許制度はない³⁵。

2.1.11. 分割に関する制度

エジプトでは、審査中、登録査定及び拒絶査定の際に特許出願を分割することができるとの情報はあがるが、知的財産権法及び知的財産権法施行規則には対応する規定を確認することができなかった³⁶。

2.1.12. 出願の変更に関する制度

特許出願は、実用新案登録出願へ変更することができる (法第 29 条)。出願日は原出願の日とみなされる。

法第 29 条

(中略)

出願人は自己の出願を特許出願に変更することができ、また特許出願人は自己の出願を

³² 本調査研究における質問票調査に基づく。

³³ エジプト特許庁に掲載されている Annual Technical Report 2013 における審査の手順では、方式審査後に実体審査の手数料の支払が必要となっており、支払いがない場合には出願放棄 (application failed) と記載されている。ただし、対応条文を確認することができなかった。

³⁴ 日本国特許庁ウェブサイト「特許審査ハイウェイについて～ガイドライン (要件と手続の詳細)～」の「日エジプト PPH」に掲載されたガイドラインを参照

https://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/patent_highway.htm (最終アクセス日: 2017 年 3 月 7 日)

³⁵ 本調査研究における質問票調査に基づく。

³⁶ 本調査研究における質問票調査に基づく。

実用新案出願に変更することができる。
いずれの場合も、原出願の日を優先するものとする。（以下、省略）

2.1.13. 異議申立てに関する制度

前記の出願許諾の公告後（法第 16 条）、60 日以内に関係当事者は所定の手続きにより異議申立てをすることができる。

法第 16 条

（中略）

いかなる関係当事者も、規則に定められた手続きに従って、特許が官報で公告されてから 60 日以内に、理由を記載して特許の付与に異議の申立をする旨の書面による通知を特許庁に提出できる。

当該異議は規則で決められた 100 ポンド以上 1,000 ポンド以下の手数料納付に従うものとするが、当該手数料は当該異議が承諾された場合には返済される。意義は規則で定められた条件と手続きに従って、第 36 条で設置される委員会によって審査されなければならない。

なお、国防又は安全に関する特許出願の場合には、出願人は、出願書類の謄本とその付録を国防省、軍需生産省、内務省又は保健省への送付することを、特許庁から求められることがあり、場合によっては国防大臣、軍需生産大臣又は保険大臣からの異議を受けることがある（法第 17 条）。当該異議を受けた場合には特許出願の審査等の手続きは停止される。

法第 17 条

特許庁は、国防又は軍需生産又は安全関連又は国防又は安全又は保健的意義を持つ特許出願の謄本と付録を、出願人に出願の審査日から 7 日以内に通知して、出願の審査日から 10 日以内に、要請に従って国防省、軍需生産省、内務省又は保健省に送らなければならない。場合によっては、国防大臣、軍需生産大臣、内務大臣又は保健大臣は、通知日から 90 日以内に特許出願受諾の公告に異議を唱えることができる。

当該出願が国防又は軍需生産又は安全関連であること又は国防又は安全又は健康的意義をもつものであることが明らかになった場合は、出願受諾が公衆に発せられた場合において管轄大臣は特許公報への公告から 90 日以内に特許出願受諾決定の特許付与手続きに異議を唱えることができる。

前述の異議の場合は、特許付与手続きを停止しなければならない。

2.1.14. 審判制度

(1) 拒絶査定不服審判

前記の出願許諾の公告前の拒絶査定³⁷に対して、出願人は 30 日以内に、法 36 条で規定されている委員会に不服申立てをすることができる（法第 14 条）。

³⁷ 法第 14 条における「特許庁による当該要求」については、エジプト特許庁に掲載されている Annual Technical Report 2013 における審査の手順を参考に、「特許庁による拒絶査定（出願許諾とはならない決定）」と解して記載した。

法第 14 条

(中略)

当該出願人は、規則に定められた条件に従って、30 日以内に特許庁による当該要求に対して第 36 条で規定されている委員会に不服申立てをすることができる。

法第 36 条

委員会は管轄省の決定で設置され、本法の条項の適用において特許庁によって下された決定に対する不服申立てを審査する権限を持つものとする。委員会は、上訴裁判所の顧問又は裁判官と同等の者が委員長となり、これに加えて国务院の副顧問と 3 人の専門家からなる。

(中略)

委員会はその提出日から 60 日以内に不服申立てに対する決定を下さなければならない。委員会の決定は最終のものとする。

(以下、省略)

さらに特許庁の決定³⁸に対しては、決定通知から 30 日以内に法第 36 条の委員会に不服申立てをすることができる (規則第 20 条)。また、当該委員会による不服申立てに対する決定に対しては、60 日以内に裁判所に対して不服申立てをすることができる³⁹。

規則第 20 条

第 20 条

出願人は、庁の決定に対して、決定通知日から 30 日以内に、本規則に添付する一覧表に定める手数料の納付により、法第 36 条に規定する委員会に不服申立てをすることができる。

(以下、省略)

法第 37 条

第 36 条で規定されている委員会の決定は、特許庁の通知又は受領確認付書留郵便による利害関係人への決定通知から 60 日以内に特許庁又は利害関係人が行う行政裁判所に対する不服申立ての主題とすることができる。行政裁判所は不服申立てに対して迅速に判決を下すものとする。

(2) 無効審判

無効審判制度とはいえないが、登録特許が法第 2 条に規定される不登録事由を有する場合、又は法 3 条の登録要件を満たさない場合には、特許庁又は利害関係人は行政裁判所へ特許無効の申立てをすることができる。

³⁸ 規則第 20 条の「庁の決定」は、法第 14 条における法第 36 の委員会への不服申立ての決定、又は異議申立ての決定をいうものと解される。

³⁹ エジプト民法では行政の決定に対する不服申立期間は 60 日以内で、法律で特別定めがないものについてはこの期日が適用される (本調査研究における質問票調査に基づく)。

法第 2 条

次に掲げるものは、特許を受けることができない。

- (1) その実施が、公序良俗に反する若しくは反するおそれがある、又は環境、人、動物若しくは植物の生命や健康を害するおそれがある発明
- (2) 発見、科学理論、数学的方法、計画及び体系
- (3) 人及び動物を診断、治療及び手術する方法
- (4) 希少性又は特殊性にかかわらず微生物以外の動植物並びに非生物学的方法及び微生物学的方法以外の動植物の生産のための本質的に生物学的な方法
- (5) 臓器、生物組織、生細胞、自然の生物学的物質、核酸及びゲノム

法第 28 条

特許庁又は利害関係人が請求した場合、行政裁判所は、削除された事項を登録簿に加える判決、そこに含まれる事実と反する事項を修正する判決、又は不法に記載されているデータを削除する判決を下すことができる。

特許庁又は利害関係人は、第 2 条及び第 3 条に違反して付与された特許に対して行政裁判所に申立をすることができる。特許庁は最終決定の受理により、当該特許を無効にしなければならない。

(3) 訂正審判

特許査定後に訂正する制度はない⁴⁰。

2.2. 審査基準・審査ガイドライン

特許について、審査全般に関する審査基準が整備されているが公開はされていない⁴¹。

一方、出願人向けの出願の手続、手数料等に関する情報についてはウェブサイト⁴²で公開されている。

⁴⁰ 本調査研究における質問票調査に基づく。

⁴¹ 本調査研究における質問票調査に基づく。

⁴² エジプト特許庁ウェブサイト <http://www.egypo.gov.eg/page.aspx?id=21> (最終アクセス日 : 2017 年 3 月 3 日)

の趣旨の様式により提供しなければならない。

2. 発明又は実用新案をアラビア語及び英語で説明する要約書で、化学式(もしあれば)を伴い、その趣旨の様式を使用するもの
3. 出願が、植物若しくは動物の生物学的材料、伝統的な医療、農業、工業若しくは手工芸の知識又は文化若しくは環境遺産に係る発明又は実用新案に関する場合は、エジプト・アラブ共和国において適用される法令に従って、材料を入手した出所を発明者が合法的に利用したことを証明する書類を当該出願に添付しなければならない。
4. 発明が微生物に係る場合、出願人は、従来の科学的ルールに従って係る微生物に係るの性質、特性及び用途の特定に必要なすべての情報を開示するものとし、科学研究事項を管轄する大臣の決定により許可された研究所にその生きた培養菌物を寄託し、係る寄託が行われた旨の証明書を提供しなければならない。
5. 出願人が法人の場合は、商業登記簿の謄本又は定款若しくは規約の公式抄本を提供しなければならない。
6. 出願人の資質を証明する書類
7. 該当する場合は、発明又は実用新案の権利所有者による譲渡を証明する書類
8. 発明又は実用新案の一時的保護証明書(もしあれば)
9. 出願手数料の納付受領書

規則第3条第1項の明細書を外国語で出願をする場合には、出願日から6月以内にアラビア語の翻訳文を提出しなければならない(規則第4条)。

規則第4条

規則第3条3、4、5、6及び7に記載した書類は、出願提出日から4月以内に提出することができる。同条1に定める書類のアラビア語翻訳文は、外国語の出願と共に提出する場合は、同日から6月以内に提出することができる。

第1段に定める書類が期限までに提出されない場合は、場合に応じて、出願は存在しなかったとみなされる。

2.3.4. 出願日の認定と出願書類

願書に規則第3条⁴⁴⁾に定められた所定の出願書類(明細書及び請求の範囲を含む⁴⁵⁾)を添付して提出し、要件を満たした場合に、その提出日が出願日として認定され⁴⁶⁾、当該特許出願が登録簿に記録される(法第5条及び規則第6条)。なお、エジプトではオンライン出願はできない。

⁴⁴⁾ 規則第3条の条文については、「2.3.3. 出願に用いる言語」を参照

⁴⁵⁾ 規則第3条の条文の日本語訳における「詳細な明細書」、「保護を求める新しい要素」は、それぞれ「詳細な説明(明細書を含む)」、「保護を求める新しい請求の範囲」と解して記載した。

⁴⁶⁾ 本調査研究における質問票調査に基づく。

法第 5 条

規則で定められているように、本法の規定に従い、特許庁は特許出願、実用新案及び関連するすべての事項、実施、応用を記録するための特別な登録簿を作成ものとする。

規則第 6 条

特許及び実用新案の出願には、各年の 1 月 1 日から起算した受領日及び時刻に従って、通し番号が割り当てられる。出願人には、出願の通し番号を表示する受領書が付与され、これには付属書類と共に庁の印が捺印される。通し番号、受領日及び時刻は、出願に表示される。

2.3.5. 審査の手順

出願日の認定後、法第 1 条から第 3 条（新規性、進歩性、産業上の利用等）、並びに法第 12 条（単一性）及び第 13 条（願書及び明細書の発明の明確性）が審査され、受領日（出願日）から 1 年後以降に、出願許諾が特許公報で公告される（法第 16 条⁴⁷）。

法第 12 条

規則によって規定された条件に従って、特許願書は発明者又は権原相続人が特許庁に提出しなければならない。願書には二つ以上の発明を含んではならない。統合された発明的概念を形成するとして結びつけられる複数の発明の単一グループは、単一の発明とみなされるものとする。

法第 13 条

特許願書には、主題の全記載及び当業者が実行できる最良の方法を含む、発明の詳細な明細書、並びに保護を求める各製品又は方法の詳細な明細書を添付しなければならない。

明細書はまた、必要な場合は発明の図解を添付して、出願人が保護を求める新規要素を明確な方法で含むものとする。

（以下、省略）

規則第 8 条

庁が受領する出願のアルファベット順の目次を作成し、目次には出願人の名称、発明者の名称、発明又は実用新案の名称、出願の通し番号及び受領日及び時刻の表示を含むものとする。

出願及びその付属書類の秘密性は、受領日から少なくとも 1 年後、出願受理が公告されるまで保持される。

目次は、特許庁の資料室において公衆の利用に供するものとする。

⁴⁷ 法第 16 条については、特許に係る「2.1.8. 出願公開制度」を参照

前記の出願許諾の公告から 60 日以内（法第 17 条⁴⁸の異議申立ての場合は 90 日）に異議申立てがない、又は異議申立てを拒絶する決定がなされた場合には登録となり、公報において公告される（規則第 30 条及び第 33 条）。

規則第 30 条

特許付与に対する異議申立が一切ない場合又は異議申立がなされたが異議申立を拒絶する決定が付与された場合、庁は、特許の付与を進めるものとする。

規則第 33 条

発明又は実用新案の特許を付与する決定は、公報において公告するものとする。係る決定は、登録簿に記録されるものとし、登録簿は本規則第 32 条に定めるデータを含む。

2.3.6 審査結果の通知及び応答

前記の出願許諾の公告前に、特許庁は法第 13 条（願書及び明細書の発明の明確性）の規定を満たすように、出願人に対して補正又は補足の要求ができる。この要求に対して出願人は 3 月以内に応答しなければならず、応答しない場合には出願はみなし取下げとなる（法第 14 条）。

出願許諾の公告前の審査において、登録要件を満たさない場合⁴⁹には、拒絶査定がなされ、この決定に対しては法第 36 条の委員会に不服申立てができる⁵⁰。

法第 14 条

規則で定めるように、特許庁は出願人に第 13 条の規定を満たすために必要とされる補正又は補足をするよう要求できる。出願人が通知の 3 月以内に応じない場合、出願人は出願を取り下げたものとみなす。

（以下、省略）

出願許諾の公告後に異議申立てがあった場合には、異議申立書の写しが出願人に送付され、出願人は異議申立てに対して応答することができる。また、法第 36 条の委員会の議長により、当該委員会により異議申立てを検討する場が設置される（法第 24 条）。特許庁は、異議申立てについての決定後に、その内容及び理由を異議申立人及び出願人に通知する。

法第 24 条

庁は、異議申立日から 7 日以内に出願人に対し、異議申立書の写しを受領確認付書留郵便で伝達するものとする。

⁴⁸ 異議申立てに関する法第 16 条及び第 17 条については、「2.1.8. 出願公開制度」を参照

⁴⁹ エジプト特許庁に掲載されている Annual Technical Report 2013 における審査の手順では、実体審査における拒絶理由に対する応答ができるとなっている。また、本調査研究の質問票調査において補正が可能という情報をえたが、いずれについても対応条文を確認することができなかった。

⁵⁰ 拒絶査定及び法第 36 条の委員会に不服申立てについては、「2.3.6. 2.1.14. 審判制度」を参照

出願人は、伝達日から 15 日以内に異議申立に応答することができる。応答書は、その趣旨の様式を使用して 2 部を庁に提出しなければならない。

庁は、応答書の庁による受領日から 7 日以内に、応答書の写しを受領確認付書留郵便で異議申立人に送付するものとする。

法第 25 条

聴聞は、法第 36 条に規定される委員会の議長が、当該委員会が異議申立を検討するために設定するものとする。出願人及び異議申立人は係る聴聞日について、係る日の少なくとも 10 日前までに受領確認付書留郵便で連絡される。

法第 29 条

庁は、異議申立人及び応答人に対し、異議申立及びその理由に関して付与された決定を、係る決定が付与された日から 10 日以内に受領確認付書留郵便で通知する。

2.3.7. 出願・登録手数料

特許の出願手数料等については、エジプト特許庁のウェブサイト⁵¹及び知的財産権法施行規則に公開されている。学生については出願料の免除及び年次手数料の減額がある。以下、主なものについて記載する⁵²。

単位：エジプト・ポンド (=約 7.73 円；2015 年 11 月時点)

サービスの種類	手数料 (エジプト・ポンド)
発明に係る特許を取得する出願	出願ごとに 150
実用新案に係る特許を取得する出願	出願ごとに 100
特許出願の閲覧又はその真正な写しの取得	100
法第 36 条に規定する委員会に対する異議申立	250
特許付与への異議申立の請求	500

⁵¹ エジプト特許庁ウェブサイト http://www.egypo.gov.eg/how_apply/Info_applicationFees_inventions_e.pdf (最終アクセス日：2017 年 1 月 30 日)

⁵² 知的財産権法施行規則に記載ものを参照した。

エジプト

出願提出日の第2年度から保護期間満了までの年次累進手数料一覧表

期限	手数料 (エジプト・ポンド)
第1年度開始時	20
第2年度開始時	40
第3年度開始時	80
第4年度開始時	100
第5年度開始時	150
第11年度開始時	500
第12年度開始時	600
第13年度開始時	700
第14年度開始時	800
第15年度開始時	900
第20年度開始時	1,000

3. 実用新案

3.1. 実用新案制度の枠組み^{53,54}

3.1.1. 保護対象

知的財産権法における実用新案に係る保護対象は、法第 29 条に規定されているとおり、装置、道具及び設備の構造、構成、製品、製造過程・製造方法、並びに現在使われている同類のもの、に関する追加技術である。

法第 29 条

実用新案は本法に基づき、装置、道具、設備又はそれらの部品の構造又は構成、又はそれらの製品、製造過程又は製造方法、及び現在使われている同類のものにおける、新規技術の追加に付与されるものとする。

(以下、省略)

3.1.2. 権利の存続期間

実用新案権の存続期間は出願日から 7 年である。

法第 30 条

実用新案の保護期間はエジプトにおいて実用新案出願が提出された日から起算して 7 年とし、更新はできない。

3.1.3. 権利の効力

実用新案権の効力は、特許の場合と同様に、実用新案権者は自己の登録実用新案を実施する権利を専有する（法第 40 条で準用する法第 10 条⁵⁵）。

法第 40 条

発明の特許に適用される規定は、実用新案に関して明確に規定されていない事項に対しても準用されるものとする。

3.1.4. 優先権

エジプトはパリ条約に加盟しており、特許の場合と同様に、エジプトでの出願においてパリ条約に基づいて第 1 国の出願日から 12 月の優先権を有する。

⁵³ 引用するエジプト知的財産権法及び知的財産権法施行規則の日本語訳は、日本国特許庁ウェブサイトの外国産業財産権制度情報に掲載のものを引用した。

法：<https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/egypt/tizai.pdf>（最終アクセス日：2017 年 1 月 30 日）

規則：https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/egypt/tizai_kisoku.pdf（最終アクセス日：2017 年 1 月 30 日）

引用する条文番号については、知的財産権法では「法第～条」、知的財産規則では「規則第～条」と記載する。以下も同様

⁵⁴ エジプトの実用新案制度の枠組みは、法律及び質問票調査に加えて、下記の情報も参照した。

AIPPI・JAPAN 発行 MANUAL FOR THE HANDLING OF APPLICATIONS FOR PATENTS, DESIGNS AND TRADE MARKS THROUGHOUT THE WORLD（エジプト 2012 年 12 月追補版）

⁵⁵ 法第 10 条の条文については、特許に係る「2.1.3. 権利の効力」を参照

また、パリ優先とは別に、国内出願の日から1年間優先権を有する。さらに世界貿易機関の加盟国又はエジプトと相互関係がある国での特許出願についても出願の日から1年間優先権を有する（法第40条で準用する法第38条⁵⁶）。

3.1.5. 新規性喪失の例外

特許の場合と同様に、法第3条において、出願日前6月以内の国内の又は国際的な博覧会で発表された発明については、新規性喪失となる開示にあたらぬと規定されている⁵⁷。

3.1.6. 登録要件

前記の法第29条に規定されているとおり、新規性がある実用新案の保護対象になっているものであることである⁵⁸。

3.1.7. 第三者による情報提供制度

第三者による情報提供制度はない⁵⁹。

3.1.8. 出願公開制度

特許の場合と同様に、出願公開制度はないが、所定の登録要件を満たしている場合には出願許諾⁶⁰が公報に公告される。（法第40条で準用する法第16条⁶¹）。

3.1.9. 審査請求制度

審査請求制度及び早期審査制度はない⁶²。なお、方式審査の後に実体審査のための手数料の支払が必要であり、支払いがない場合には出願放棄とみなされる⁶³。

3.1.10. 秘密保持に関する制度

秘密実用新案制度はない⁶⁴。

3.1.11. 分割に関する制度

特許の場合と同様に、エジプトでは実用新案登録出願を、審査中、登録査定及び拒絶査定の際に分割することができるとの情報もあるが、知的財産権法及び知的財産権法施行規則には対応する規定を確認することができなかつた⁶⁵。

⁵⁶ 法第38条の条文については、特許に係る「2.1.4. 優先権」を参照

⁵⁷ 法第3条の条文については、特許に係る「2.1.5. 新規性喪失の例外」を参照

⁵⁸ 法第29条の保護対象に係る条文については、「3.1.1. 保護対象」を参照

⁵⁹ 本調査研究における質問票調査に基づく。

⁶⁰ エジプト知的財産権法において、異議申立てのための公告決定がなされたことを意味する日本語訳として「受諾」となっているが、本報告書の本文中では「許諾」を用いる。以下、同様

⁶¹ 法第16条については、特許に係る「2.1.8. 出願公開制度」を参照。

⁶² 本調査研究における質問票調査に基づく。

⁶³ エジプト特許庁に掲載されている Annual Technical Report 2013 における審査の手順では、方式審査後に実体審査の手数料の支払が必要となっており、支払いがない場合には出願放棄（application failed）と記載されている。ただし、対応条文を確認することができなかつた。

⁶⁴ 本調査研究における質問票調査に基づく。

⁶⁵ 本調査研究における質問票調査に基づく。

3.1.12. 出願の変更に関する制度

特許の場合と同様に、実用新案登録出願は、特許出願へ変更することができる（法第 29 条⁶⁶）。

法第 29 条

（中略）

特許庁は、関連する要件が満たされている場合、実用新案出願を特許出願に変更することができる。

3.1.13. 異議申立てに関する制度

特許の場合と同様に、前記の出願許諾の公告後（法第 40 条で準用する法第 16 条⁶⁷）、60 日以内に関係当事者は所定の手続きにより異議申立てをすることができる。

なお、国防又は安全に関する出願の場合には、特許出願の場合と同様に、出願人は、出願書類の謄本とその付録を国防省、軍需生産省、内務省又は保健省への送付することを、特許庁から求められることがあり、場合によっては国防大臣、軍需生産大臣又は保険大臣からの異議を受けることがある。当該異議をうけた場合には特許出願の審査等の手続は停止される（法第 40 条で準用される法第 17 条⁶⁸）。

3.1.14. 審判制度

(1) 拒絶査定不服審判

特許庁の決定に対する不服申立てについては特許の場合と同様である⁶⁹。

(2) 無効審判

特許と同様に無効審判制度とはいえないが、登録実用新案が法第 2 条に規定される不登録事由を有する場合、又は法 3 条の登録要件を満たさない場合には、特許庁又は利害関係人は裁判所へ登録実用新案無効の申立てをすることができる（法第 40 で準用する第 28 条⁷⁰）。

(3) 訂正審判

実用新案権付与後に訂正する制度はない⁷¹。

3.2. 審査基準・審査ガイドライン

実用新案に関する審査基準の整備状況についての情報は得られなかった⁷²。

一方、出願人向けの出願の手続、手数料等に関する情報についてはウェブサイト⁷³で公

⁶⁶ 法第 29 条の特許に係る条文については、特許に係る「2.1.12. 出願の変更に関する制度」を参照

⁶⁷ 法第 16 条の条文については、特許に係る「2.1.13. 異議申立てに関する制度」を参照

⁶⁸ 法第 17 条の条文については、特許に係る「2.1.13. 異議申立てに関する制度」を参照

⁶⁹ 実用新案登録の審査結果の通知及び応答については、特許に係る「2.1.14. 審判制度」を参照

⁷⁰ 法第 2 条及び第 28 条の条文については、特許に係る「2.1.14. 審判制度」を参照

⁷¹ 本調査研究における質問票調査に基づく。

⁷² 本調査研究における質問票調査の回答に基づく。

⁷³ エジプト特許庁ウェブサイト <http://www.egypo.gov.eg/page.aspx?id=22>（最終アクセス日：2017 年 3 月 3 日）

開されている。

3.3. 審査業務

3.3.1. 出願から登録までの流れ

実用新案登録出願に関する登録までの流れは特許の場合と同様である⁷⁴。

3.3.2. 使用分類

国際特許分類（IPC）を採用。

3.3.3. 出願に用いる言語

出願時には基本的にはアラビア語で提出しなければならない。また、要約についてはアラビア語及び英語のものを提出しなければならない（規則第3条⁷⁵）。

また、規則第3条1項の明細書を外国語で出願をする場合には、出願日から6月以内にアラビア語の翻訳文を提出しなければならない（規則第4条⁷⁶）。

3.3.4. 出願日の認定と出願書類

規則第3条⁷⁷に定められた所定の出願書類（明細書及び請求の範囲を含む⁷⁸）を願書に添付して提出し、要件を満たした場合に、その提出日が出願日として認定され⁷⁹、当該実用新案登録出願が登録簿に記録される（法第5条及び規則第6条⁸⁰）。なお、エジプトではオンライン出願はできない。

3.3.5. 審査の手順

実用新案登録出願に関する審査の手順は特許の場合と同じ⁸¹。

3.3.6. 審査結果の通知及び応答

実用新案登録出願に関する審査結果の通知及び応答は特許の場合と同じ⁸²。

3.3.7. 出願・登録手数料

実用新案登録出願の手数料等については、エジプト特許庁のウェブサイト⁸³及び知的財産権法施行規則に公開されている⁸⁴。

⁷⁴ 実用新案登録の出願から登録までの流れについては、特許に係る「2.3.1. 出願から登録までの流れ」を参照

⁷⁵ 規則第3条の条文については、特許に係る「2.3.3. 出願に用いる言語」を参照

⁷⁶ 規則第4条の条文については、特許に係る「2.3.3. 出願に用いる言語」を参照

⁷⁷ 規則第3条の条文については、特許に係る「2.3.3. 出願に用いる言語」を参照

⁷⁸ 規則第3条の条文の日本語訳における「詳細な明細書」、「保護を求める新しい要素」は、それぞれ「詳細な説明（明細書を含む）」、「保護を求める新しい請求の範囲」と解して記載した。

⁷⁹ 本調査研究における質問票調査に基づく。

⁸⁰ 法第5条及び規則第6条の条文については、特許に係る「2.3.4. 出願日の認定」を参照

⁸¹ 実用新案登録の審査の手順については、特許に係る「2.3.5. 審査の手順」を参照

⁸² 実用新案登録の審査結果の通知及び応答については、特許に係る「2.3.6. 審査結果の通知及び応答」を参照

⁸³ エジプト特許庁ウェブサイト http://www.egypo.gov.eg/how_apply/Info_applicationFees_inventions_e.pdf（最終アクセス日：2017年1月30日）

⁸⁴ 主な手数料については、特許に係る「2.3.7. 出願・登録手数料」を参照

4. 意匠

4.1. 意匠制度の枠組み^{85,86}

4.1.1. 保護対象

知的財産権法における意匠に係る保護対象は、線又は立体の組合せである⁸⁷。

法第 119 条

意匠とは、色の有無を問わず、線又は立体の組合せである。ただし、当該組合せ又は形が新規性のある特別な外観を与えかつ産業上利用可能なものに限る。

4.1.2. 権利の存続期間

意匠権の存続期間は出願日から 10 年である。所定の手続により 5 年延長される。

法第 126 条

意匠登録で定められた保護はエジプトにおいて登録出願がされた日から 10 年とする。規則で定められた方式に従い保護期間満了前 1 年以内に意匠の所有者が更新を出願する場合、その保護は 5 年延長されるものとする。

ただし、所有者は、保護期間満了後 3 ヶ月以内に登録の更新を出願できる。それがないときは、標章登録局は自動的に登録を無効にするものとする。

4.1.3. 権利の効力

意匠権の効力は、法第 127 条で規定されている。

法第 127 条

意匠登録は、第三者による当該意匠を付した製品又は組み入れた製品の使用、製造、販売、輸入を禁じるための権利を意匠権者に与えるものとする。

(以下、省略)

4.1.4. 優先権

エジプトはパリ条約に加盟しており、エジプトでの出願においてパリ条約に基づいて第 1 国の出願日から 6 月の優先権を有する（規則 132 条）。

⁸⁵ 引用するエジプト知的財産権法及び知的財産権法施行規則の日本語訳は、日本国特許庁ウェブサイトの外国産業財産権制度情報に掲載のものを引用した。

法： <https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/egypt/tizai.pdf>（最終アクセス日：2017 年 1 月 30 日）

規則： https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/egypt/tizai_kisoku.pdf（最終アクセス日：2017 年 1 月 30 日）

引用する条文番号については、知的財産権法では「法第～条」、知的財産規則では「規則第～条」と記載する。以下も同様。

⁸⁶ エジプトの意匠制度の枠組みは、法律及び質問票調査に加えて、下記の情報も参照した。

AIPPI・JAPAN 発行 MANUAL FOR THE HANDLING OF APPLICATIONS FOR PATENTS, DESIGNS AND TRADE MARKS THROUGHOUT THE WORLD（エジプト 2012 年 12 月追補版）

⁸⁷ 法第 119 条は知的財産権法により保護される意匠と解して記載した。

規則第 132 条

意匠の先の提出を活用することを希望する者は、知的財産権保護に関するパリ条約第 4 条に基づいて、世界貿易機関の加盟国又はエジプトと相互関係のある国における最初の先の提出日から 6 月を超えない期間内に、同じ意匠の登録出願をエジプトにおいて提出しなければならない。

4.1.5. 新規性喪失の例外

法第 120 条において、出願日前 6 月以内の国内又は国際展示会又は会議又は科学雑誌における意匠の発表については、新規性喪失となる開示にあたらないと規定されている。

法第 120 条

次に掲げる場合、意匠は新規でないものとする。

- (1) 登録出願が提出される前に、それが記述された形で公衆に開示されている又は使用されている場合

前文の規定にかかわらず、意匠の開示又は記述は、それが世界貿易機関の加盟国又はエジプトと相互関係がある国において登録出願後に実施された場合、又は当該開示が国内又は国際展示会又は会議又は科学雑誌における意匠の発表において行われた場合は、その新規性に影響を及ぼしてはならない。ただし、エジプトにおいて登録出願が提出された日の前 6 月以内にすべてが行われる場合に限る。

- (2) 従来 of 意匠と本質的な違いが無い場合、又は前の登録意匠のそれとは違う種類の製品を対象としている場合

4.1.6. 登録要件

意匠登録の要件は、法第 119 条に規定されているとおり、新規性のある特別な外観を与えること、産業上の利用ができる意匠であることである。新規性については前記の法第 120 条に規定されている。

4.1.7. 第三者による情報提供制度

第三者による情報提供制度はない⁸⁸。

4.1.8. 出願公開制度

出願公開制度はないが、所定の要件を満たしている場合には出願許諾⁸⁹が公報に公告される（法第 130 条で準用する法第 80 条）。

⁸⁸ 本調査研究における質問票調査に基づく。

⁸⁹ エジプト知的財産権法において、異議申立てのための公告決定がなされたことを意味する日本語訳として「受諾」となっているが、本報告書の本文中では「許諾」を用いる。以下、同様

法第 80 条

標章登録局は、規則に定められた方式に従い、商標及び意匠官報で公告した標章の登録出願の承認を決定をするものとする。

(以下、省略)

法第 130 条

標章登録局は、規則に定められた方式に従い必要な場合は意匠の複製を添付して、登録、更新、取消の決定を商標及び意匠官報で公告しなければならない。

第 80 条、第 81 条、第 82 条、第 83 条の規定が本章に適用されるものとする。

4.1.9. 審査請求制度

審査請求制度及び早期審査制度はない⁹⁰。

4.1.10. 秘密保持に関する制度

秘密意匠制度及び公開繰延制度はない⁹¹。

4.1.11. 分割に関する制度

意匠登録の分割に関する制度はない⁹²。

4.1.12. 出願の変更に関する制度

意匠登録出願の変更に関する制度はない⁹³。

4.1.13. 異議申立てに関する制度

前記の出願許諾の公告後、60 日以内に関係当事者は所定の手続きに従って異議申立てをすることができる（法第 130 条で準用する法第 80 条）。

法第 80 条

(中略)

いずれの利害関係当事者も、規則に定められた条件に従って、標章登録局の公告後 60 日以内に、書面による標章の登録に対する理由付けした異議を標章登録局⁹⁴に提出できる。

(以下、省略)

⁹⁰ 本調査研究における質問票調査に基づく。

⁹¹ 本調査研究における質問票調査に基づく。

⁹² 本調査研究における質問票調査に基づく。

⁹³ 本調査研究における質問票調査に基づく。

⁹⁴ 公開されている知的財産権法の日本語訳では「特許庁」となっていたが、対応する WIPO 掲載の英語訳を基に「標章登録局」に修正した。 <http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=1301>（最終アクセス日：2017年3月6日）

4.1.14. 審判制度

(1) 拒絶査定不服審判

出願許諾の公告前の拒絶査定⁹⁵に対して、出願人は 30 日以内に、法 124 条で規定されている委員会（規則第 128 条）に不服申立てをすることができる（法第 124 条）。

法第 124 条

（中略）

登録出願が拒絶されたすべての場合、標章登録局はその決定日から 30 日以内に、受領確認付書留郵便による書面によって出願人に連絡しなければならない。

この決定に対してその通知日から 30 日以内に不服申立てできる。

不服申立ては管轄大臣が設立した委員会によって審査されなければならない。この委員会は 3 人で構成され、そのうちの一人は國務院の者でなければならない。委員会は適任と思われる専門家の助言を求めることができる。

本法の規則は不服申立てに関する手続及び手数料の委員会規則を定め、その手数料は 500 ポンド以下としなければならない。

委員会は不服申立て提出日から 90 日以内に理由を付けた決定を発しなければならない。不服申立ての委員会による決定に対して、その通知から 30 日以内に行政裁判所に反対を申立てできる。

規則第 128 条

法第 124 条に言及される委員会は、次の内容を考慮して構成されるものとする。

1. 1 名の委員は、不服申立の対象に関する専門家でなければならない。
2. 委員会の委員は、不服申立の対象となる意匠の審査官を除外する。

委員会は、不服申立人の異議に応答するために、当局の局長又は局長が指定する者の出席の下で不服申立を検討する。

局は、委員会決定の付与日から 15 日以内に、不服申立人に当該決定を通知する。通知は、委員会に対して不服申立人が表示した最新の送達宛先に受領確認付書留郵便で送付される。

また、標章登録局の決定⁹⁶に対して、裁判所に不服申立てをすることができる⁹⁷（法第 125 条）。

法第 125 条

（中略）

出願人は、決定の通知から 30 日以内に規則に定められた手続に従い、第 124 条で規定されている委員会に対して当該要求に不服申立てをすることができる。

⁹⁵ 出願許諾の拒絶査定については、「4.3.6. 審査結果の通知及び応答」を参照

⁹⁶ 法第 125 条の「決定」は、法第 124 条における同条の委員会への不服申立ての決定、又は異議申立ての決定をいうものと解される。

⁹⁷ 本調査研究における質問票調査に基づく。エジプト民法では行政の決定に対する不服申立期間は 60 日以内で、法律で特別定めがないものについてはこの期日が適用される。

出願人は規則に従って自らの責任で当該補正又は補足を標章登録局に提出できる。

(2) 無効審判

無効審判制度とはいえないが、登録意匠が登録要件を満たしていない場合には、標章登録局及び利害関係人は行政裁判所へ無効の申立をすることができる（法第133条）。

法第133条

標章登録局及び利害関係人は行政裁判所に対して、違法な意匠登録を無効にする目的で提訴できる。標章登録局は、その結果に対して法的拘束力のある命令を受けた場合、当該登録を無効にしなければならない。

(3) 訂正審判

意匠登録査定後に訂正する制度はない⁹⁸。

4.2. 審査基準・審査ガイドライン⁹⁹

意匠に関する審査基準の整備状況についての情報は得られなかった。また、出願人向けの手続等に関する情報公開についても情報は得られなかった。

4.3. 審査業務

4.3.1. 出願から登録までの流れ

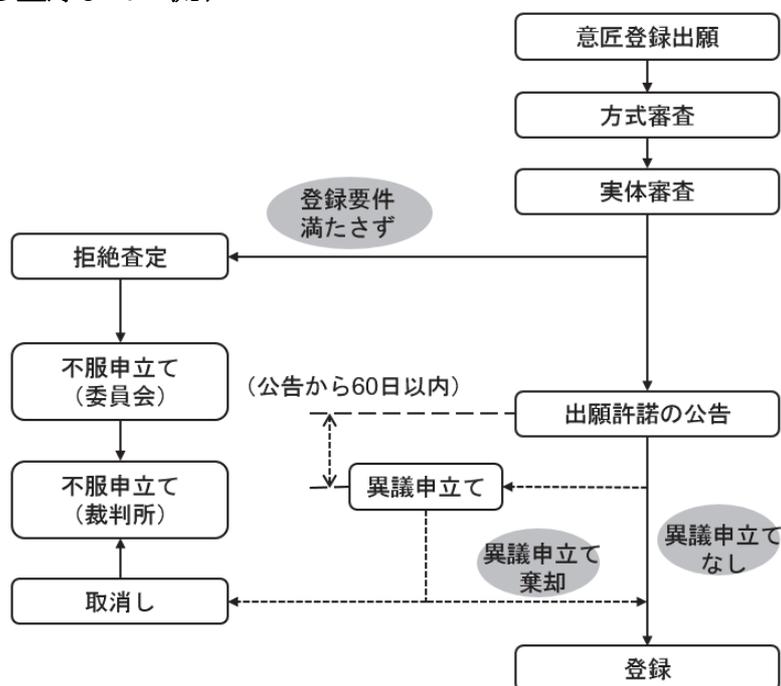


図 EG-3 出願から登録までの流れ¹⁰⁰

⁹⁸ 本調査研究における質問票調査に基づく。

⁹⁹ 本調査研究における質問票調査に基づく。

¹⁰⁰ エジプト知的財産権法及び知的財産権法施行規則を参考に作成した。

4.3.2. 使用分類

国際意匠分類（ロカルノ分類）を採用。

4.3.3. 出願に用いる言語

意匠登録出願時にはアラビア語で提出しなければならない。また外国語で出願する場合にはアラビア語翻訳文を添付しなければならない（規則第 143 条）。

規則第 143 条

請求、通信、提出物及び書類は、アラビア語で局に提出しなければならない。これらを外国人若しくは外国の団体が提出する又は外国語で作成する場合には、出願人又は代理人が署名したアラビア語翻訳文を添付しなければならない。翻訳文が、意匠の所有権移転又は意匠における何らかの権利の処分に関する場合、翻訳文は認証又は証明されたものでなければならない。

4.3.4. 出願日の認定と出願書類

規則第 119 条に定められた所定の出願書類を願書に添付して提出し、要件を満たした場合に、提出日が出願日として認定され¹⁰¹、特別登録簿に記録される（規則第 121 条）。なお、エジプトではオンライン出願はできない。

規則第 119 条

登録出願は、以下を添付する。

1. 各意匠 4 部、ただし、保存することが可能な場合には、意匠が意図する現物見本を提出することができる。
2. 出願人が法人の場合、登録出願は、当該法人が記録されている商業登録簿の該当頁の謄本、定款の公式の謄本又は規約の複製を添付する。
3. 本規則第 132 条に基づいて出願を提出する場合は、外国に提出した登録出願に寄託された意匠の写しを出願に添付する。係る写しは、当該外国の工業所有権当局によって証明され、かつ出願と共に提出されるものとし、又は当該人による書面請求に基づいて、意匠当局に対し、出願提出日から 6 月を超えない期間内に提出しなければならない。出願された意匠は、外国に寄託された意匠と同一の意匠でなければならない。
4. 博覧会における展示の場合において、登録出願が優先権を含む場合は、一時的保護証明書を添付する。

規則第 121 条

意匠登録出願は、出願提出日に従って割り当てられた通し番号を付けて、当局の特別登録簿に記録される。次のデータを含む受領書が出願人に付与されるものとする。

1. 出願の通し番号
2. 出願人の名称

¹⁰¹ 本調査研究における質問票調査に基づく。

3. 出願の提出日及び時刻

4.3.5. 審査の手順

出願日の認定後、法第 119 条、第 120 及び第 124 条等の要件¹⁰²に基づいて実体審査され、出願許諾が公報で公告される（法第 130 条で準用する法第 80 条¹⁰³、規則第 130 条で準用する規則第 88 条）。

法第 124 条

次の意匠は登録してはならない。

- (1) その形が基本的に製品の技術又は機能的要件に由来する意匠
 - (2) 紋章、宗教上の象徴、エジプト又は他国の旗又は印章を含む場合、又はその使用が公序良俗に反する意匠
 - (3) 登録商標若しくは周知標章と同一、類似、又は極めて似ている意匠
- (以下、省略)

規則第 88 条

標章登録出願を受理する決定は、公報において公告されるものとし、次のデータを含む。

1. 出願人の姓名、国籍及び（もしあれば）エジプト・アラブ共和国における選定住所
2. 登録出願に係る標章の真正な写し
3. 出願の通し番号及び提出日
4. 標章登録出願に係る製品及び製品が属する類の番号
5. 製品を区別するためにそれに関して標章が使用されている又は使用される予定の商業事業又は開発計画の場所
6. （もしあれば）標章登録についての当局による要件
7. 局が必要とみなすその他の表示

規則第 130 条

別段の定めがない限り、意匠は、本規則第 86 条、第 87 条、第 88 条、第 89 条、第 90 条、第 91 条及び第 92 条に基づく商標に関する規定に準拠する。

前記の出願許諾の公告から 60 日以内に異議申立てがない、又は異議申立てを拒絶する決定がなされた場合には登録となり、公報において公告される（法第 130 条で準用する法第 81 条¹⁰⁴、規則第 130 条で準用する規則第 92 条）。

¹⁰² 法第 80 条の公告に係る条文については、意匠に係る「4.1.8. 出願公開制度」を参照

¹⁰³ 実体審査の要件に係る条文を確認することができなかったが、法第 130 条で準用する法第 80 条より「4.1.6. 登録要件」に記載の要件及び法第 124 条の要件が含まれると解した。

¹⁰⁴ 法第 81 条の異議申立て後の登録に係る条文については、「4.3.6. 審査結果の通知及び応答」を参照

規則第 92 条

局は、異議申立に関して付与された決定を、当該決定の付与日から 10 日以内に、受領確認付書留郵便で当事者らに通知する。

異議申立を拒絶する決定が付与された場合、出願人は、当該決定の通知日から 90 日間、登録手続の完了を許可されるものとし、これを怠った場合、出願は放棄されたものとみなされる。

4.3.6. 審査結果の通知及び応答

標章登録局は、前記法第 124 条の要件について不備がある場合に、出願人に対して補正又は補足の要求ができる。この要求に対して応答しない場合には出願はみなし取下げとなる（法第 125 条）。

出願承諾の公告前の審査において、登録要件を満たさない場合¹⁰⁵には、拒絶査定がなされ、この決定に対しては法第 124 条の委員会に不服申立てができる¹⁰⁶。

法第 125 条

標章登録局は出願人に、第 124 条及び規則に規定された規定を満たすために必要とされる一定の補正又は補足を施すよう求めることができる。それがないときは、出願人は出願を取り下げたものとみなす。

(以下、省略)

出願承諾の公告後に異議申立てがあった場合には、異議申立書の写しが出願人に送付され、出願人は異議申立てに対して応答することができる（法第 130 条で準用する法第 80 条）。当局は、異議申立人及び出願人の両者から意見を聞いた後に異議申立てについての決定をする（法第 130 条で準用する法第 81 条）。当局は異議申立てについての決定に際し、その内容及び理由を異議申立人及び出願人に通知する。

法第 80 条

(中略)

標章登録局は当該通知を受領してから 30 日以内に当該の異議の謄本を出願人に送らなければならない。

出願人は、通知を受領してから 30 日以内に、異議に対する理由を記した書面による自己の反論を標章登録局に提出しなければならず、それがないときは自己の出願を取り下げたものとみなす。

これに関する条件と手続は規則において定めるものとする。

¹⁰⁵ 本調査研究の質問票調査において、出願承諾の公告の前の実体審査において不備がある場合に補正が可能という情報を得たが、知的財産権法で関連する条文を確認することができなかった。

¹⁰⁶ みなし取下げの決定に対する法第 124 条の委員会に対する不服申立てについては、「4.1.14. 審判制度」を参照

法第 81 条

標章登録局は両当事者から聴聞を行った後、登録を認容又は拒絶するにあたり、異議に対する決定の理由を述べなければならない。認容の決定においては、出願人に対して、当該標章を登録するために必要とされる要件の実行を求めることができる。

4.3.7. 出願・登録手数料

意匠登録出願の手数料等については、知的財産権法施行規則に公開されている。以下、主なものについて記載する¹⁰⁷。

単位：エジプト・ポンド (=約 7.73 円；2015 年 11 月時点)

サービスの種類	手数料 (エジプト・ポンド)
1 の意匠登録出願	30
複数の寄託の場合は最初の意匠後の意匠ごと	15
法第 124 条に基づく委員会に対する不服申立	100
各意匠の公告	30
意匠の登録に対する異議申立	75
意匠の登録	75
意匠の保護期間の更新請求	
・ 保護期間の最終年度に請求が提出された場合	75
・ 保護期間満了後 3 月以内に請求が提出された場合	100
意匠の取消請求	15
意匠の登録更新の公告	30
登録出願提出前の意匠の審査請求	100
意匠が記録された場合の登録簿の謄本又は抄本請求	10

¹⁰⁷ 知的財産権法施行規則に記載ものを参照した。

5. 商標

5.1. 商標制度の枠組み^{108,109}

5.1.1. 保護対象

知的財産権法における商標に係る保護対象は、法第 63 条に規定されているとおり、自己の商品又はサービスに用いられる視覚によって認識できる標識（特有の方式、記号、単語、文字、数字、図案、象徴、指標、刻印、印章、図、彫刻、特有の色の組合せ、又はこれらの要素の組合せによって表される名称等）である。

法第 63 条

商標は、商品又はサービスを識別する標識であり、具体的には、特有の方式、記号、単語、文字、数字、図案、象徴、指標、刻印、印章、図、彫刻、特有の色の組合せ、又はこれらの要素の組合せによって表される名称で、使用されているか又は使用される予定であり、特定の産業製品、農業製品、森林製品、鉱業製品又は任意の商品を識別、又は製品又は商品の起源、品質、範疇、保証、準備過程、サービス条件を示すための名称とする。

すべての場合において、商標は視覚によって認識できる標識でなければならない。

5.1.2. 権利の存続期間

商標権の存続期間は商標登録出願の日から 10 年である（10 年ごとに更新可能）。

法第 90 条

登録商標が保護される期間は 10 年間で、保護期間満了前一年以内であればいつでも、初回登録出願に支払われるべき手数料を納付することで、所有者の請求に応じて同一期間で更新できる。

標章の所有者は満了日後 6 月以内に規則で定められている 500 ポンド以下の所定手数料及び追加料を納付して保護期間の更新を請求でき、それがないときは標章登録局は当該標章を登録簿から削除する手続をとるものとする。

5.1.3. 権利の効力

商標権の効力は、法第 95 条で規定されており、別段の定めがない限り、第三者への使用権許諾後も商標権者は自己の商標を使用することができる。

¹⁰⁸ 引用するエジプト知的財産権法及び知的財産権法施行規則の日本語訳は、日本国特許庁ウェブサイトの外国産業財産権制度情報に掲載のものを引用した。

法：<https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/egypt/tizai.pdf>（最終アクセス日：2017 年 1 月 30 日）

規則：https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/egypt/tizai_kisoku.pdf（最終アクセス日：2017 年 1 月 30 日）

引用する条文番号については、知的財産権法では「法第～条」、知的財産規則では「規則第～条」と記載する。以下も同様

¹⁰⁹ エジプトの商標制度の枠組みは、法律及び質問票調査に加えて、下記の情報も参照した。

AIPPI・JAPAN 発行 MANUAL FOR THE HANDLING OF APPLICATIONS FOR PATENTS, DESIGNS AND TRADE MARKS THROUGHOUT THE WORLD（エジプト 2012 年 12 月追補版）

法第 95 条

商標権者は、1 又は複数の自然人又は法人に、標章が登録されている製品のすべて又は一部について、自己の標章を使わせる使用权を許諾することができる。他で合意がない限り、第三者への当該使用权許諾は、商標権者による自己の標章の使用を禁止するものではないものとする。

商標権者は使用权許諾契約の更新を正当な理由なく取消又は拒絶することはできない。

5.1.4. 優先権

エジプトはパリ条約に加盟しており、エジプトでの出願においてパリ条約に基づいて第 1 国の出願日から 6 月の優先権を有する。

5.1.5. 新規性喪失の例外

新規性喪失の例外の規定はない¹¹⁰。

5.1.6. 登録要件

商標登録の要件は、前述の法第 63 条に規定されているとおり、自他商品識別性があること、及び使用されているか又は使用される予定があることである。

5.1.7. 第三者による情報提供制度

第三者による情報提供制度はない¹¹¹。

5.1.8. 出願公開制度

出願公開制度はないが、所定の要件を満たしている場合には出願許諾¹¹²が公報に公告される。

法第 80 条

標章登録局は、規則に定められた方式に従い、商標及び意匠官報で公告した標章の登録出願の承認を決定をするものとする。

(以下、省略)

5.1.9. 審査請求制度

審査請求制度及び早期審査制度はない¹¹³。

5.1.10. 秘密保持に関する制度

商標登録について秘密保持に関する制度はない¹¹⁴。

¹¹⁰ 本調査研究における質問票調査に基づく。

¹¹¹ 本調査研究における質問票調査に基づく。

¹¹² エジプト知的財産権法において、異議申立てのための公告決定がなされたことを意味する日本語訳として「受諾」となっているが、本報告書の本文中では「許諾」を用いる。以下、同様

¹¹³ 本調査研究における質問票調査に基づく。

¹¹⁴ 本調査研究における質問票調査に基づく。

5.1.11. 分割に関する制度

商標登録の分割に関する制度はない¹¹⁵。

5.1.12. 出願の変更に関する制度

商標登録出願の変更に関する制度はない¹¹⁶。

5.1.13. 異議申立てに関する制度

前記の出願承諾の公告後（法第 80 条）、60 日以内に関係当事者は所定の手続きに従って異議申立てをすることができる。

法第 80 条

（中略）

いずれの利害関係当事者も、規則に定められた条件に従って、標章登録局の公告後 60 日以内に、書面による標章の登録に対する理由付けした異議を標章登録局¹¹⁷に提出できる。

（以下、省略）

また、標章の先行使用者は登録日から 5 年以内に登録の有効性について異議申立てできる。ただし、悪意で成された登録に対しては、除斥期間はない（法第 65 条）。

法第 65 条

商標が登録されその登録日から 5 年以内にこれを使用した者は、当該商標の所有者とみなされるものとする。ただし、第三者による使用の優先が証明される場合を除く。標章の先行使用者は、当該 5 年の期間内に、その登録の有効性に異議申立てできる。ただし、標章の登録は登録が悪意で成された場合にはいつでも異議申立てできる。

5.1.14. 審判制度

(1) 拒絶査定不服審判

出願承諾の前の拒絶査定¹¹⁸に対しては、出願人は 30 日以内に、この拒絶の決定に対して法第 78 条で規定されている委員会（規則第 95 条）に不服申立てをすることができる。

法第 78 条

第 77 条にいう標章登録局の決定に対し、出願人は当該決定の通知から 30 日以内に不服申立てできる。不服申立ては管轄大臣が指名した 1 又は複数の委員会で扱われ、この委員会は 3 人で構成され、そのうちの一人は国务院の者でなければならない。本法の規則が、当該委員会設置の規定及び不服申立てと判決の具申及び審議の手續につ

¹¹⁵ 本調査研究における質問票調査に基づく。

¹¹⁶ 本調査研究における質問票調査に基づく。

¹¹⁷ 公開されている知的財産権法の日本語訳では「特許庁」となっていたが、対応する WIPO 掲載の英語訳を基に「標章登録局」に修正した。<http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=1301>（最終アクセス日：2017 年 3 月 6 日）

¹¹⁸ 出願承諾の拒絶査定については、「5.3.6. 審査結果の通知及び応答」を参照

いて定めるものとする。

規則第 95 条

法第 78 条に言及する委員会は、次の内容を考慮して設立されるものとする。

1. 1 名は、不服申立の対象に関する専門家であるものとする。

2. 委員会の委員として、不服申立の対象である標章の審査官を除外する。

委員会は、不服申立人の異議に応答するために、当局の局長又は局長が指定する者の出席の下で不服申立を検討するものとする。

委員会は、不服申立の提出日から 1 年以内の可能な時に、不服申立に関する合理的な決定を付与する。

局は、委員会の決定が付与された日から 15 日以内に、不服申立人に当該決定を通知する。通知は、委員会に対して不服申立人が表示した最新の送達宛先に受領確認付書留郵便で送付されるものとする。

また、標章登録局の決定¹¹⁹に対して、裁判所に不服申立てをすることができる¹²⁰（法第 82 条）。

法第 82 条

国務院を統括する法律で規定されている期限及び手続に従って、第 81 条にいう標章登録局の決定に対して、管轄の行政裁判所に不服申立てできる。

(2) 無効審判

無効審判¹²¹ではないが、商標を取り消す制度として、登録商標が連続して 5 年間使用されない場合には、利害関係人の請求により、裁判所により法的強制力のある取消の決定がなされる（法第 90 条）。裁判所による法的強制力のある取消決定がなされた商標は、取消直後には第三者によってのみ登録することができる（法第 91 条）。

また、標章登録局又は利害関係人は、過誤登録や事実と反する登録の削除の申請を裁判所に行うことができる（法第 94 条）。

法第 90 条

連続した 5 年間において標章が真剣に使われていないと認められる場合、管轄裁判所は利害関係人の請求により、登録取消の、法的強制力のある判決を下すことができる。

法第 91 条

(中略)

¹¹⁹ 法第 82 条の「標章登録局の決定」は、法第 77 条における同条の委員会への不服申立ての決定、又は異議申立ての決定をいうものと解される。

¹²⁰ 本調査研究における質問票調査に基づく。エジプト民法では行政の決定に対する不服申立期間は 60 日以内で、法律で特別定めがないものについてはこの期日が適用される。

¹²¹ 知的財産権法において、商標の無効審判についての条文を確認することができなかった。

しかし、取消が法的強制力のある裁判所の標章登録無効命令によるものである場合、当該標章は取消直後に第三者によってのみ登録することが出来る。

法第 94 条

標章登録局又は利害関係人は、第 85 条に定める場合以外の場合、省略された登記の追加、又はそこに間違って登録された登記又は事実を反する登記の削除又は補正の請求を、管轄裁判所に対して行うことができる。

(3) 訂正審判

商標登録後に要旨変更のない範囲で標章の訂正、また、指定商品の削除の訂正が可能である。

法第 85 条

登録商標権者は標章登録局に対し、本来標章の本質には影響しない補正を施すよう要求することが出来る。また、所有者は、標章が及ぶ製品の記述への追加等ではなく、削除によって補正する要求をすることもできる。

補正の要求に対する認容又は拒絶の決定は、登録の原出願の認容に定められた同規定に従う。

異議申立て、不服申立て及び公告に対する所定の規定が、当該決定に準用されるものとする。

5.2. 審査基準・審査ガイドライン¹²²

商標に関する審査基準の整備状況についての情報は得られなかった。また、出願人向けの手続等に関する情報公開についても情報は得られなかった。

¹²² 本調査研究における質問票調査の回答に基づく。

5.3. 審査業務

5.3.1. 出願から登録までの流れ

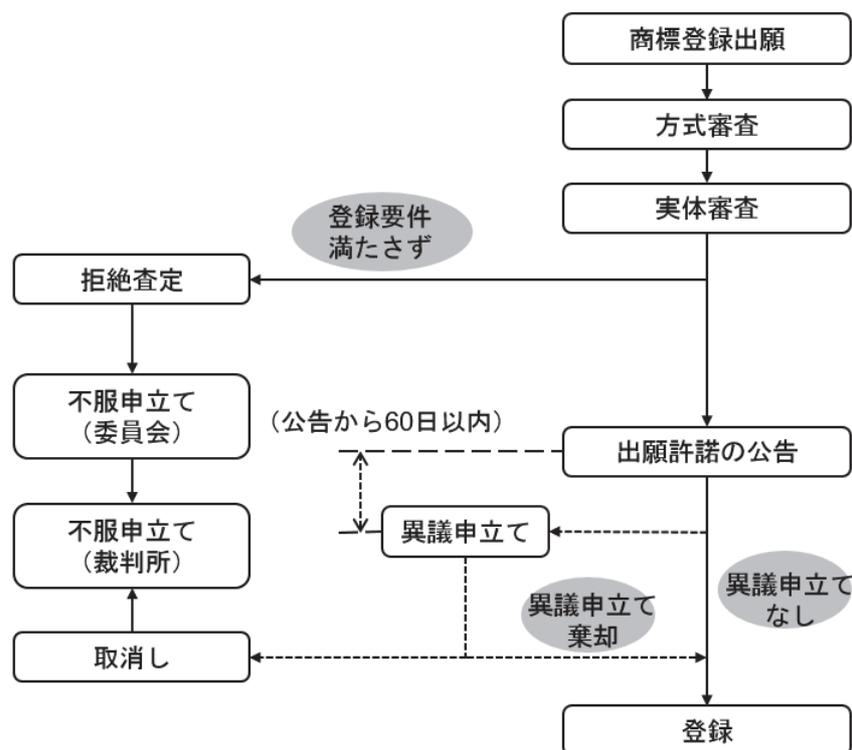


図 EG-4 出願から登録までの流れ¹²³

5.3.2. 使用分類

ニース分類（第 10 版）を採用している。

5.3.3. 出願に用いる言語

商標登録出願時にはアラビア語で提出しなければならない。また外国語で出願する場合にはアラビア語翻訳文を添付しなければならない（規則第 113 条）。

規則第 113 条

請求、通信、提出物及び書類は、アラビア語で局に提出しなければならない。これらが外国人又は外国の団体によって提出された又は外国語で作成された場合には、出願人又は代理人が署名したアラビア語翻訳文を添付する。翻訳文が標章の所有権移転又は標章における何らかの権利の処分に関する場合、係る翻訳文は認証又は証明されたものでなければならない。

5.3.4. 出願日の認定と出願書類

規則第 72 条に定められた所定の出願書類を願書に添付して提出し、要件を満たした場合に、提出日が出願日として認定され¹²⁴、特別登録簿に記録される（規則第 75 条）。なお、

¹²³ エジプト知的財産権法及び知的財産権法施行規則を参考に作成した。

¹²⁴ 本調査研究における質問票調査に基づく。

エジプトではオンライン出願はできない。

規則第 72 条

登録出願には、以下を添付しなければならない。

1. 標章の画像 4 部、登録出願様式の標章の画像と同一とする。
2. 出願人の姓名、家柄、国籍、送達宛先及び（もしあれば）エジプト・アラブ共和国における選定住所。出願人が法人の場合は、同法人の名称及び送達宛先。出願が代理人の仲介により提出された場合は、姓名、宛先及び認証された委任状
3. 登録出願に係る標章
4. 標章登録出願に係る製品の表示及び製品が属する類の番号
5. 製品を区別するためにそれに関して標章が使用されている又は使用される予定の商業事業又は開発計画の場所
6. 優先権が主張される場合、出願人が出願を世界貿易機関に加盟する又はエジプトと相互関係のある国若しくは団体に登録したことを証明する書類
7. 標章の一次的保護を確保するために交付された書類（もしあれば）。外国語で提供された場合、本条に規定する書類には、アラビア語翻訳文を添付しなければならない。

規則第 75 条

登録出願は、当局の特別登録簿に記録され、提出日に基づく通し番号を使用して配列される。出願人には、次のデータを含む受領書が付与される。

1. 出願の通し番号
2. 出願人の名称
3. 出願の提出日及び時刻

5.3.5. 審査の手順

出願日の認定後、登録要件及び不登録事由等が審査され、出願許諾が公報で公告される（法第 80 条¹²⁵）。

規則第 88 条

標章登録出願を受理する決定は、公報において公告されるものとし、次のデータを含む。

1. 出願人の姓名、国籍及び（もしあれば）エジプト・アラブ共和国における選定住所
2. 登録出願に係る標章の真正な写し
3. 出願の通し番号及び提出日
4. 標章登録出願に係る製品及び製品が属する類の番号
5. 製品を区別するためにそれに関して標章が使用されている又は使用される予定の商業事業又は開発計画の場所
6. （もしあれば）標章登録についての当局による要件
7. 局が必要とみなすその他の表示

¹²⁵ 法第 80 条の公告に係る条文については、商標に係る「5.1.8. 出願公開制度」を参照

前記の出願許諾の公告から 60 日以内に異議申立てがない、又は異議申立てを拒絶する決定がなされた場合には登録となり、公報において公告される（法第 80 条¹²⁶、規則第 92 条及び第 93 条）。

規則第 92 条

局は、異議申立に関して付与された決定を、当該決定の付与日から 10 日以内に、受領確認付書留郵便で当事者らに通知する。

異議申立を拒絶する決定が付与された場合、出願人は、当該決定の通知日から 90 日間、登録手続の完了を許可されるものとし、これを怠った場合、出願は放棄されたものとみなされる。

規則第 93 条

標章登録に対する異議申立が公告日から 60 日以内に行われなかった場合、局は、出願人に対し、標章登録出願を受理する決定が発令された日から 10 日以内に、受領確認付書留郵便で当該決定を通知するものとする。

5.3.6. 審査結果の通知及び応答

出願許諾の前に、標章登録局は登録商標又は登録出願との誤認混同を回避するため、出願人に対して必要な修正を要求できる。出願人は 6 月以内に要求された修正を怠った場合には出願が拒絶される。

出願許諾の公告前の審査において、登録要件を満たさない場合¹²⁷には、拒絶査定がなされ、この決定に対しては法第 78 条の委員会に不服申立てができる¹²⁸。

法第 77 条

標章登録局は、決定の理由を述べた上で、すでに登録されている標章又はすでに登録出願が提出されている標章との混乱を避けるべく標章を定義し明確にするために、出願人に対して主題とする標章に必要な修正をするよう要求することができる。

当該決定は、その発表から 30 日以内に、受領確認付書留郵便による書面によって出願人に連絡しなければならない。

通知後 6 月以内に出願人が要求された修正を怠った場合、標章登録局は出願を拒絶することができる。

出願許諾の公告後に異議申立てがあった場合には、異議申立書の写しが出願人に送付され、出願人は異議申立てに対して応答することができる（法第 80 条）。当局は、異議申立人及び出願人の両者から意見を聞いた後に異議申立てについての決定をする（法第 81 条）。当局は異議申立てについての決定に際し、その内容及び理由を異議申立人及び出願人に通

¹²⁶ 法第 80 条の異議申立てに係る条文については、「5.1.13. 異議申立てに関する制度」を参照

¹²⁷ 本調査研究の質問票調査において、出願許諾の公告の前の実体審査において不備がある場合に補正が可能という情報を得たが、知的財産権法で関連する条文を確認することができなかった。

¹²⁸ 拒絶査定に対する不服申立てについては、「5.1.14. 審判制度」を参照

知する。

法第 80 条

(中略)

標章登録局は当該通知を受理してから 30 日以内に当該の異議の謄本を出願人に送らなければならない。

出願人は、通知を受理してから 30 日以内に、異議に対する理由を記した書面による自己の反論を標章登録局に提出しなければならないが、それがないときは自己の出願を取り下げたものとみなす。

これに関する条件と手続は規則において定めるものとする。

法第 81 条

標章登録局は両当事者から聴聞を行った後、登録を認容又は拒絶するにあたり、異議に対する決定の理由を述べなければならない。認容の決定においては、出願人に対して、当該標章を登録するために必要とされる要件の実行を求めることができる。

5.3.7. 出願・登録手数料

意匠登録出願の手数料等については、知的財産権法施行規則に公開されている。以下、主なものについて記載する。

単位：エジプト・ポンド (=約 7.73 円；2015 年 11 月時点)

手続	手数料 (エジプト・ポンド)
1 つの類に基づく標章の登録出願	50
複数の類に基づく標章の登録出願	
(a) 最初の 카테고리	50
(b) 同一出願に係るその他の 카테고리ごと	25
法第 77 条及び第 78 条に基づく、局による決定に対する不服申立委員会への不服申立	100
登録出願が受理された場合の標章の公告	50
標章の登録出願の受理に対する異議申立	250
1 つの類に基づく標章の登録	60
複数の類に基づく標章の登録	
(a) 最初の類	60
(b) 同一出願に係るその他の類ごと	50
登録標章の公告	50
登録標章の取消請求	50
取消後の標章の登録請求 (取消日から 3 年以内の場合)	1,000
標章又は関連標章群の保護期間の更新請求	50
追加又は修正後の標章の公告	50
登録標章の追加又は修正に対する異議申立	150
登録出願提出前の標章の審査請求	150

N. 概括表 特許(I) (2016年12月時点)

	保護対象	権利の存続期間	権利の効力	優先権	新規性喪失の例外	登録要件	出願言語	使用分類	出願日の設定	方式審査	実体審査
GCC	製品、工業的方法又は製造方法	出願日から20年	自己の特許発明を専ら実施する権利及び他人による専ら実施を妨げる権利(物の製造、使用、販売、又はその物の製造、使用、販売、輸入、販売、販売のための貯蔵をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語、英語	国際特許分類 (IPC)	・願書 ・明細書 (クレーム、要約、図面)	○	○
トルコ	産業財産権の範囲で保護に適合し認められる発明	出願日から20年	自己の特許発明の他人による専ら実施を防止する権利(物の発明の場合、専らとは、その物の生産、販売、使用、若しくは輸入、又は個人利用以外の目的のための在庫保有をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	トルコ語、英語、フランス語、ドイツ語	国際特許分類 (IPC)	・願書 ・明細書、クレーム、要約、図面 ・手数料納付の領収書	○	○
イスラエル	・発明であって、あらゆる技術分野の物又はプロセス ・新規かつ役立つものであり、産業上の利用性があり、進歩性を有するものの特許性のある発明	出願日から20年	自己の特許発明を他人が利用することを防止する権利	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	・ヘブライ語 ・アラビア語 ・英語	国際特許分類 (IPC)	出願書類が提出された日 (出願人氏名、手数料)	○	○
イラン	何らかの製品又は方法を初めて生み出し、専門性、テクニク、技術、産業等何らかの方向において具体的な問題の解決策を提供する人の精神の成果	出願日から20年	自己の特許発明を専ら実施する権利及び他人による専ら実施を妨げる権利(物の製造、使用、販売、又はその物の製造、使用、販売、輸入、販売、販売のための貯蔵をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	・ペルシャ語 ・英語	国際特許分類 (IPC)	出願人の身元の証明、発明の簡単な説明	○	○
UAE	物、製造の方法又は技術的な問題に対する実用的解決につながる公知の製造の方法の応用に関連するすべての革新的な思想	出願日から20年	・自己の特許発明を利用する権利(物の発明の場合、利用とは、その物の製造、使用、販売をいう。) ・自己の特許発明の他人の利用を防止する権利(物の発明の場合、利用とは、物の製造、使用、保持、販売又は輸入をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語、英語	製品分類	・願書 ・明細書 (クレーム、要約、図面) ・手数料	○	○
バーレーン	進歩性を含み、工業的に利用可能である新規な発明	出願日から20年	自己の特許発明の他人による専ら実施を禁止する権利(物の発明の場合、専らとは、その物の製造、利用、使用、販売の提供若しくは販売、又はそれらを目的とした輸入をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語	(未整備)	・出願費用 ・出願書類	○	○
クウェート	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
オマーン	新規であり、進歩性を含み、産業上利用可能なものが発明である。	出願日から20年	自己の特許発明の他人による専ら実施を禁止する権利(物の発明の場合、専らとは、その物の製造、輸入、販売の申出、販売、利用又は販売の申出、販売若しくは利用の目的の所有をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語 アラビア語以外の場合、翻訳の添付	国際特許分類 (IPC)	・出願書式 ・出願人情報 ・明細書	○	○
カタール	新規性、進歩性を有し、産業上利用可能である発明	出願日から20年	自己の特許発明を専ら実施する権利及び他人による専ら実施を禁止する権利(物の発明の場合、専らとは、その物の製造、使用、販売の提供、販売、又は輸入をいう。)	第1国出願日から12月	○※2	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語	国際特許分類 (IPC)	・願書 ・明細書 (クレーム、要約、図面) ・手数料	○	○
サウジアラビア	登録要件を満たす、製品、方法又はその何れかに関連する発明	出願日から20年	自己の特許発明の他人による利用を禁止する権利(物の発明の場合、利用とは、その物の製造、販売、販賣の申出、使用、保管又はこれらすべての輸入をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語	国際特許分類 (IPC)	・願書 ・明細書 (クレーム、要約、図面) ・手数料	○	○
ヨルダン	技術分野における製品、方法、又はその両方で、当該分野における特定の課題に対する実施可能な解決策となる発明	出願日から20年	自己の特許発明の他人による専ら実施を禁止する権利(物の発明の場合、専らとは、その物の生産、利用、販売の申出、販売又は輸入をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語 アラビア語以外の場合、翻訳の添付	国際特許分類 (特許分類を採用していない。)	・願書 ・詳細説明 (明細書、クレーム、引用文献一覧等) ・要約	○	○
エジプト	工業製品、産業上の方法の応用に関連する発明	出願日から20年	自己の特許発明の他人による利用を禁止する権利(ただし、物の輸入、使用、販売又は流通については、いずれかの国で商業化した場合に特許権が消滅する。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語	国際特許分類 (IPC)	・願書 ・詳細説明 (明細書、クレーム、(同発明の)外国の出願書類と審査結果等) ・手数料納付の領収書	○	○

○制度あり ×制度なし 一情報なし

※1 クウェートの特許制度は、GCCの特許制度がカバーしている。

※2 ただし、PCT規則4.17に従っている。

N. 懸持査 特許(2) (2016年12月時点)

	第三者による情報提供制度	出願公開制度	審査請求制度	秘密特許	分割に関する制度	出願の変更に関する制度	異議申立に関する制度	拒絶査定不服審判	無効審判	訂正審判	審査結果の通知及び応答(方式審査)	審査結果の通知及び応答(実体審査)
GCC	×	×	×	○	○ ※5	×	○	○	○	×	通知より90日以内に補正可能	通知より3月以内に補正可能
トルコ	○	○	○	○	○	○	方式要件に対するもの	○	○	×	意見書提出と補正が可能	通知から6月以内に意見書提出と補正が可能
イスラエル	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	通知から4月以内に応答	通知から4月以内に応答
イラン	×	×	×	×	○	×	○	○	○	○	通知より30日以内に補正可能	通知より30日以内に補正可能
UAE	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	通知より30日以内に補正可能	補正可能
バーレーン	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	通知より30日以内に補正可能	通知から30日以内に補正可能
クウェート	※1	※1	※1	※1	※1	※1	○	○	※1	※1	※1	※1
オマーン	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	通知から60日以内に補正可能	通知から90日以内に補正可能
カタール	×	×	×	×	○	×	○	○	○	×	方式審査の通知から15日以内に補正可能	実体審査の通知から3月以内に補正可能
サウジアラビア	×	○	×	○	○	×	○	○	○	×	方式審査の通知から90日以内に補正可能	実体審査の通知から3月以内に補正可能
ヨルダン	×	×	×	×	○	×	○	○	○	×	特許権発行まで補正が可能	特許発行まで補正が可能
エジプト	×	×	×	×	○	○	○	○	○	×	補正又は補足の要求から3月以内	応答可能

○制度あり ×制度なし 一情報なし

※1 クウェートの特許制度は、GCCの特許制度がとて、実体審査開始カバールしている。

※2 実体審査料を支払うこと、早期審査を請求できる。

※3 分割できる。

※4 日エ間のPPHが利用可能

※5 法令の規定はなく、運用により実施

※6 請求期間：規定なし、ただし、90日という情報がある。

※7 決定通知から30日以内に委員会へ

N. 特許権・実用新案(1) (2016年12月時点)

	保護対象	権利の存続期間	権利の効力	優先権	新規性喪失の例外	登録要件	出願言語	使用分類	出願日の認定	方式審査	実体審査
GCC	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
トルコ	産業財産権の範囲で保護に認められる考案(特許法の準用)	出願日から10年	自己の登録実用新案の他人による実施を防止する権利(物の発明の場合、実施とは、その物の生産、販売、使用、若しくは輸入、又は輸入利用以外の目的のための在庫保有をいう。) ※特許法準用	第1回出願日から12月	○	新規性 ・産業上利用可能	トルコ語、英語、フランス語、ドイツ語	国際特許分類(IPC)	願書 ・明細書、クレーム、要約、図面 ・手数料納付の領収書	○	×
イスラエル	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
イラン	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
UAE	製造の方法又は技術的な問題に対する実用的解決につながる公知の製造の方法の応用に関連するすべての革新的な思想	出願日から10年	・自己の登録実用新案を利用する権利(物の発明の場合、利用とは、その物の製造、使用、販売をいう) ・自己の特許発明の他人の利用を防止する権利(物の発明の場合、利用とは、物の製造、使用、保持、販売又は輸入をいう。)	出願日より12月	○	新規性 (革新的なものではない) ・産業上利用可能	アラビア語、英語	製品分類を適用(IPCは使用していない。)	願書 ・明細書(クレーム、要約、図面) ・手数料、など	○	○
バーレーン	産業上利用可能である新規な発明	出願日から10年	自己の登録実用新案の他人による実施を禁止する権利(物の発明の場合、実施とは、その物の製造、利用、使用、販売の提供若しくは販売、又はそれらを目的とした輸入をいう。)	出願日より12月	○	新規性 ・産業上利用可能	アラビア語	(未整備)	出願費用 ・出願書類	○	○
クウェート	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
オマーン	発明であり、進歩性を含み、産業上利用可能なものが発明である。	出願日から10年	自己の特許発明の他人による実施を防止する権利(物の発明の場合、実施とは、その物の製造、輸入、販売、利用又は販売の申出、販売若しくは利用の目的の所有をいう。) ※特許法準用	出願日より12月	○	新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語	国際特許分類(IPC)	出願書式 ・出願人情報 ・明細書	○	○
カタール	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
サウジアラビア	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
ヨルダン	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
エジプト	装置、道具及び設備の構造、構成、製品、製造過程・製造方法、並びに現在使われている同種のもの、に関する追加技術	出願日から7年	自己の特許発明の他人による利用を禁止する権利(ただし、物の輸入、使用、販売又は流通については、いづれかの国で商業化した場合に特許権が消失する。) ※特許法準用	第1回出願日から12月	○	新規性	アラビア語	国際特許分類(IPC)	願書 ・詳細説明(明細書、クレーム、(同発明の)外国の出願書類と審査結果等) ・手数料納付の領収書	○	○

○制度あり ×制度なし 一情報なし

N. 概括表 実用新案(2) (2016年12月時点)

	第三者による 情報提供 制度	出願公開制 度	審査請求制度	秘密特許	分割に関する制 度	出願の変更 に関する制 度	異議申立に関する制度	拒絶査定不服審判 所へ	無効審判	訂正審判	審査結果の通知及び応答 (方式審査)	審査結果の通知及び応答 (実体審査)
GCC	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
トルコ	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	通知から3月以内に 応答	-
イスラエル	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
イラン	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
UAE	×	×	×	○	×	×	○	○	○	×	通知より30日以内に補正 可能	補正可能
パレーレン	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	通知から30日以内に 応答	通知から30日以内に 応答
クウェート	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
オマーン	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	通知から60日以内に 応答	通知から90日以内に 応答
カタール	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
サウジアラビア	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
ヨルダン	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
エジプト	×	×	×	×	○	○	○	○	○	×	補正又は補足の要求から 30日以内	応答可能

○制度あり ×制度なし ー情報なし

※1 実体審査料を支払うこと ※2 分割できるとの情報がある
で、実体審査開始

N. 製造業 意匠(1) (2016年12月時点)

保護対象	権利の存続期間	権利の効力	優先権	新規性喪失の例外	登録要件	出願言語	使用分類	出願日の認定	方式審査	実体審査
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
工業品又は工業品等としての物品の五感で感知される模様	出願日から5年 最長5年まで5年ごとの更新が可能	自己の登録意匠の権利についての特権（実施とは、自己の意匠が使用された物品の生産、市場化、販売、販売の中止、輸入、商品化又はそれらの目的で在庫保持をいう。）	第1国出願から6月	○	新規性、独自性	トルコ語	国際意匠分類（ロカルノ分類）	・ 願書 ・ 図面（又は写真等） ・ 手数料納付の領収書	○	×
工業品若しくは手段によって物品に施される形状、構成、模様又は装飾的特徴であって、完成した物品において、視覚に訴え、視覚によつてのみ判断されるもの（機能のみによるものは除く）	出願日から5年 5年ごと2回の延長が可能	自己の登録意匠を他人が実施することを防止する権利（実施とは、登録意匠に係る物品の物品に意匠若しくは商標等を応用する又は応用を可能とする意図を持った行為、又はその応用を知らずに行う。）	第1国出願から6月	○	国内新規性、独自性	アラビア語（複製されない） 英語	国際意匠分類	出願書式 図面 出願費用	○	○
線、色彩又は立体的形状であり、工業又は手工業の製品に特別の外観を与えるもの 新規、独自性	出願日から5年 5年ごと2回の延長が可能	自己の登録意匠を他人による実施を妨げる権利（実施とは、物品の製造、販売、輸出、輸入、販売の中止、輸入、販売の中止をいう。）	第1国出願から6月	○	新規、独自性	ペルシヤ語	国際意匠分類	出願書類	○	○
産業又は工業で使用する事ができる革新的な3次元形状である。	出願日から10年	自己の登録意匠の他人の実施を防止する権利（実施とは、製品を製造するために産業用面若しくは意匠を使用、又は販売若しくは使用を目的で、産業用面若しくは意匠に関する製品を輸入若しくは保持をいう。）	第1国出願から6月	○	新規、革新的で、かつ産業上又は工業製品として利用し得るもの	アラビア語、英語	製品の分類（ロカルノ分類ではない。）	願書 図面 手数料 など	○	×
線及び色の配置又は彩色された若しくは彩色されない三次元形状を工業的図面又はモデルとみなす。	出願日から10年 5年の延長が1回のみ可能	自己の登録意匠の他人による実施を禁止する権利（実施とは、物品の製造、販売、意匠を含む又は本質的に異なる物品の商業目的の輸入をいう。）	第1国出願から6月	○	独自性、新規性	アラビア語	未整備	出願書式 図面 出願費用	○	○
線又は色の任意の構成又は任意の3次元形状であり、そのような構成物又は形態が、工業製品又は手工業製品に特別な外観を与え、産業又は手工業品の形態 (pattern) として役立つことができ、視覚に訴え、判断される物である。	出願日から5年 5年ごと2回の延長が可能	自己の登録意匠の他人による実施を禁止する権利（物の発明の場合、実施とは、物品の製造、販売又は輸入をいう。）	第1国出願から6月	○	新規性	アラビア語	国際意匠分類	出願書類	○	○
3次元の具体物、描画、図形又は写真	出願日から10年	自己の登録意匠の他人による実施を禁止する権利（利用とは、登録意匠を含む又はその製品の製造、販売又は輸入をいう。）	第1国出願から6月	○	新規であり、かつ、これを既知の工業意匠から区別する特徴を有する。	アラビア語	国際意匠分類	願書、明細書、図面、手数料、など	○	×
法第2条で定義される意匠又は工業モデル	出願日から15年	自己の登録意匠の他人による実施を禁止する権利（実施とは、登録意匠を付した物品の生産、輸入又は販売をいう。）	第1国出願から6月	○	新規性がある工業意匠であること	アラビア語、英語（アラビア語以外の場合）	国際意匠分類	・ 願書 ・ 図面 ・ 意匠に係る物品の種類 ・ 意匠の区分/分類	○	○
線又は立体的の組合せ	出願日から10年である、所定の手続により5年延長される。	自己の登録意匠の他人による実施を禁止する権利（利用とは、自己の登録意匠を付した製品の製造、販売又は輸入をいう。）	第1国出願から6月	○	新規性 産業上利用が可能	アラビア語	国際意匠分類	・ 願書 ・ 意匠（又は見本）	○	○

○制度あり ×制度なし 一情報なし

※1 事実上運用されていない。

※2 登録手続きが存在しない。

N. 概括表 憲匠② (2016年12月時点)

	第三者による情報提供制度	出願公開制度	審査請求制度	秘密意匠	分割に関する制度	出願の変更に関する制度	異議申立に関する制度	拒絶査定不服審判	無効審判	訂正審判	審査結果の通知及び応答(方式審査)	審査結果の通知及び応答(実体審査)
GCC	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
トルコ	×	×	×	×	○	×	○	○	○	×	不備がある場合に補正命令	-
イスラエル	×	×	×	○	○※3	×	○	○	○	○	決定から3月以内	決定から3月以内
イラン	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	通知から30日以内に訂正を求められる。	通知から30日以内に訂正を求められる。
UAE	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	通知より30日以内に補正可能	-
バーレーン	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	補正可能	補正可能
クウェート	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
オマーン	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	通知から60日以内に補正が求められる。	通知から60日以内に補正が求められる。
カタール	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2
サウジアラビア	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	通知より90日以内に補正可能	×
ヨルダン	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	不備がある場合に補正命令	通知あり
エジプト	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	不備がある場合に補正命令	補正可能

○制度あり ×制度なし -情報なし

※1 事実上運用されていない。

※2 登録手続きが存在しない。

※3 分割できるとの情報がある。

N. 登録商標 (2016年12月時点)

保護対象	権利の存続期間	権利の効力	優先権	新規性喪失の例外	登録要件	出願言語	使用分類 (2016年12月時点)	出願日の認定	方式審査	実体審査
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
文字・商品形状等で、印刷により刊行及び複製可能なものから構成された、自己商標識別のための商標	出願から10年 10年ごとの更新 可能	自己の登録商標を排他的に使用する権利 (使用とは、登録商標と同一の商標の指定商品・役務での使用、登録商標と混同の恐れのある商標の使用、又は登録商標の範囲には該当しないが周知の登録商標の評判を利用して不当な利益を得る若しくは害するおそれのあるものを使用をいう。)	第1国出願から6月	×	識別性	トルコ語	国際分類 (第10版) ※1	・願書 ・商標見本 ・商標が使用される商品・役務のリスト ・手数料納付の領収書	○	○
2次元または3次元の文字、数字、単語、図案又は記号、又はそれらの組み合わせ、及び音響、触覚、芳香	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利 (使用とは、登録商標が付された商品及び関連する事項への商標の使用をいう。)	第1国出願から6月	×	識別性	ヘブライ語 アラビア語 英語	国際分類 (第9版)	出願様式 出願費用	○	○
視覚的標識	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利 (使用とは、登録商標と同一の使用、当該商標と類似した商標の使用、又は当該商標と類似した商品・役務との間で混同を起す使用をいう。)	第1国出願から6月	×	識別性	ペルシャ語	国際分類 (第9版) ※1	出願様式 出願費用	○	○
識別力を有する形態を備えた任意のもの (音声も対象)	10年 10年ごとの更新 可能	自己の登録商標を排他的に使用する権利 (使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を使用し消費者に混同を生じさせる行為をいう。)	6月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (10版) ※1	願書 手数料 委任状、など	○	○
名称、文言、シグネチャ、キャラクター、記号、数字、題名、印章、図面、画像、刻印、楕円、図形的要素、形状又は色、色味又は色の組合せ、その他の標識又は標識群等、及び音、匂いも対象	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利 (使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を、指定商品・役務と同一又は類似の商品・役務に用いて消費者に誤認を引き起こす行為をいう。)	第1国出願から6月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (第10版) ※1	出願様式 出願費用	○	○
名称、文言、シグネチャ、キャラクター、記号、数字、題名、印章、図面、画像、刻印、楕円、図形的要素、形状又は色、色味又は色の組合せ、その他の標識又は標識群等、及び音、匂いも対象	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利 (使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を、指定商品・役務と同一又は類似の商品・役務に用いて消費者に誤認を引き起こす行為をいう。)	第1国出願から6月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (第8版) ※1	出願様式 出願費用	○	○
識別性 (音、匂い、味も対象)	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利 (使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を、指定商品・役務と同一又は類似の商品・役務に用いて消費者に誤認を引き起こす行為をいう。)	第1国出願から6月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (版、不明) ※1	出願様式	○	○
視覚的に認識可能で、製品を区別することができるすべての明確な標章	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利 (使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を、指定商品・役務と同一又は類似の商品・役務に用いて消費者に誤認を引き起こす行為をいう。)	6月	×	固有の形態	アラビア語	国際分類 (第8版) ※1	願書 手数料	○	○
自己の製品又はサービスに用いられる商標	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利 (使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を、指定商品・役務と同一又は類似の商品・役務に用いて消費者に誤認を引き起こす行為をいう。)	6月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (第10版) ※1	願書 手数料 サウジアラビア領事館により署名、認証された委任状 (代理人による場合)	○	○
自己の製品又はサービスに用いられる視覚によって認識できる標章	出願から10年 10年ごとの更新 可能	自己の登録商標を排他的に使用する権利 (使用とは、登録商標と混同を生じるほど同一又は類似する商標の使用をいう。)	6月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (第8版)	願書 商標	○	○
自己の製品又はサービスに用いられる視覚によって認識できる標識	出願から10年 10年ごとの更新 可能	自己の登録商標を使用許諾をする権利	第1国出願から6月	×	自己商品識別性 使用又は使用予定	アラビア語	国際分類 (第10版)	願書 商標の画像 標章	○	○

○制度あり ×制度なし 一情報なし

※1 保護の例外あり

N. 概括表 高標② (2016年12月時点)

	第三者による 情報提供 制度	出願公開制 度	審査請求制度	秘密特許	分割に関する 制度	出願の変更 に関する制 度	異議申立に関する制度	拒絶査定不服審判	無効審判	訂正審判	審査結果の通知及び応答 (方式審査)	審査結果の通知及び応答 (実体審査)
GCC	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
トルコ	○	×	×	—	○	×	○ 公告から3月	○	○ 裁判所への申立	×	不備がある場合に補正命 令	補正可能という情報があ る。
イスラエル	○ 慣行として 実施	×	×	×	○ 分類の分割	×	○ 公告から3月	○	×	×	所定の期限内に応答可能	所定の期限内に応答可能
イラン	×	×	×	×	×	×	○ 公告から30日	○	×	×	通知の日から2か月以内	通知の日から2か月以内
UAE	×	×	×	×	×	×	○ 公告から30日	○	×	×	通知の日から60日以内	補正可能
パレーレン	×	×	×	×	×	×	○ 公告から60日	○	×	○	決定の通知日から90日以 内	決定の通知日から90日以 内
クウェート	×	×	×	×	×	×	○ 公告から60日	○	×	○	通知された日から90日以 内	通知された日から90日以 内
オマーン	×	×	×	×	×	×	○ 公告から90日	○ 裁判所への申立	×	×	通知を受領した日から60 日以内	通知を受領した日から60 日以内
カタール	×	×	×	×	×	×	○ 公開から4月	○	×	○	補正可能	補正可能
サウジアラビア	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○	決定の通知日から90日以 内	決定の通知日から90日以 内
ヨルダン	×	×	×	×	×	×	○	○ 裁判所への申立	×	×	補正又は修正が可能	補正又は修正が可能
エジプト	×	×	×	×	×	×	○	○ 裁判所への申立	×	○	不備がある場合に補正命 令	補正可能

○制度あり ×制度なし —情報なし

平成 29 年 3 月

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

中東諸国における特許・実用新案・意匠・商標の審査運用の実態
および審査基準・審査マニュアルに関する調査研究 報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>